

西部処理区運営事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	2	第1	3		エ	基本運営方針	「発生汚泥などの下水道資源の有効利用に取り組むこと」とありますが、宇部市様では令和5年の「下水汚泥資源の肥料利用を促進するための大規模案件形成支援事業（追加募集）」の「重金属・肥料成分等の分析支援 選定団体」に選定されていますが、その分析結果をご教示頂きたく存じます。	別途開示予定です。
2	2	第1	3		オ	基本運営方針	「デジタル・トランスフォーメーション等の最先端技術を共有する「宇部市モデル」を構築し、」とありますが、効率化のためには、東部浄化センターと西部浄化センターのデータを一元的に管理できる方が効率的になると考えますが、そのシステムを構築する場合、東部浄化センター側のデータ入力業務や機能増設業務に係る費用は、貴市がご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	現状では、運転データ等を一元的に管理する事は考えておりません。記載の提案が採用された場合、協議の上決定致します。
3	3	第1	4			本事業の対象施設	「なお、西部浄化センター内に施設・設備を新設した場合は、工事ごとに完工したものから、上記アに含まれるものとする。」と記載されていますが、現在計画または検討されている施設・設備がありましたら、その詳細をご教示願います。 またこの場合、市の事由による事業内容の変更（管理運営費の変動）と理解してよろしいでしょうか。	前段については西部浄化センター改築事業費で示した工事以外、現時点で予定されたものではありません。後段は市の事由によるものであればご理解のとおりです。
4	3	第1	4			本事業の対象施設	下部注意書きに、「2 真締川ポンプ場は令和19 年度に廃止予定であるため、令和18 年度まで本業務の対象施設となる。なお、廃止時期については今後見直しの可能性がある。」と記載されていますが、本事業費においては令和18年度分までを算出し、廃止時期が見直された場合は、市の事由による事業内容の変更（管理運営費の変動）と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	3	第1	4			真締川ポンプ場	「真締川ポンプ場は令和19年度に廃止予定であるため・・・廃止時期については今後見直しの可能性がある。」とありますが、廃止時期が予定よりも後ろ倒しになった場合は、サービス対価の変更がなされるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです
6	4	第2		(3)		対象施設の概要	水処理施設の能力として記載されている（ ）ではない処理水量について、その根拠となっている資料を、開示いただけないでしょうか。	（ ）ではない処理水量は建設当時の認可能力です。別途資料を開示致します。
7	4	第2		(3)		対象施設の概要	処理能力の記載がありますが、（ ）内は令和8年度事業計画値と認識しています。記載されている合流8,140m3/日、分流19,320m3/日は、現状能力でしょうか。あるいは、令和22年度全体計画値を記載したものという理解でよろしいでしょうか。	No6の回答を参照下さい。
8	4	第2		(5)		事業範囲	②1) 運転管理業務、2) 保全管理業務、③改築に関する業務に関しては、「その他必要な事項」について、具体的な記載がありますが、①経営に関する業務に関しての「その他必要な事項」については、具体的な内容が記載されていません。現在考えられる具体的な内容がありましたら、ご教示いただけないでしょうか。	具体的な内容はありませんが、業務の目的達成のための調整や諸用務等が考えられます
9	5	第2		(5)	ア	義務事業	③改築に関する業務と④その他業務に「交付金の申請への協力」があります。③改築に関するものは、「社会資本整備総合交付金」であると考えますが、④その他業務における交付金とは、どのような交付金を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	その他業務から「交付金の申請への協力」「会計検査への協力」を削除します。
10	5	第2		(5)	ア	その他の業務	④その他の業務に、交付金の申請への協力および会計検査への協力とありますが、③の記載と重複していると思います。第6にも特段の記載がないため、誤記と思われますがいかがでしょうか。	No9の回答を参照下さい。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
11	5	第2		(5)	ア	④その他の業務	実施方針（案）4頁目 事業範囲の（エ）その他の業務 から要求水準書（案）の当該箇所では、『・交付金の申請への協力 ・会計検査への協力』が追加されています。 実施方針（案）7頁目 （9） 事業の費用負担では、『事業者は、その他の業務に関する費用の全てを負担する。』と記載されており、 要求水準書（案）29頁目、第6 その他業務に関する要求水準には『本事業を通じて・・・市が策定を想定している下水道法事業計画及びストックマネジメント計画等の策定に資する情報の提供及び協力を行うこと。』とあることから、事業計画やストックマネジメントの作成は事業者の業務の対象外であり、事業者の改築の実績や維持管理の実績状況等を共有までが本事業の範囲という理解でよろしいでしょうか。 もしくは、ストックマネジメント計画や事業計画の策定も本事業に含まれ、「・交付金の申請への協力 ・会計検査への協力」を本事業で実施し、その他の業務に関する費用も国庫補助金を充てることを想定されているのでしょうか。	No9の回答を参照下さい。
12	5	第2		(5)	イ	附帯事業	事業期間中に必要に応じて実施する附帯事業（提案時の利用料金設定割合には見込まない附帯事業）を提案することは可能でしょうか。事業期間中（30年間）の事業環境の変化に応じて一定の効用が発揮される場合に実施する附帯事業を想定しています。なお、その実施可否については貴市と協議の上決定することを想定しています。	事業期間中の提案は可能です。また実施可否については市との協議により決定します。
13	5	第2		(5)	イ	付帯事業	「応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく既存の処理工程を継続しても構わない。」と記載されているため、本事業の選定において、付帯事業の有無が評価に影響を与えないとの認識でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
14	5	第2		(5)	イ	附帯事業	附帯事業に関し、運営権の設定されていない「包括的民間委託事業」での対象施設への提案も可能でしょうか。	包括的民間委託事業の範囲は附帯事業にはなりません。
15	5	第2		(5)	ウ	任意事業	「ただし、任意事業の提案は必須ではなく・・・」と記載されているため、本事業の選定において、任意事業の有無が評価に影響を与えないとの認識でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
16	5	第2		(5)	ウ	任意事業	任意事業については、「本事業用地及び施設」以外で実施することも可能でしょうか。	内容は協議によりますが、本事業用地外での実施も可能と考えています。 ただし包括施設内は認められません。
17	6	第2		(5)	ウ	任意事業	「有償貸付」の貸付条件をご教示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
18	6	第2		(7)		KPIの設定	エネルギーの利用状況の健全性の把握をする上で、単位水量あたりの消費電力とお示しされていますが、本事業の実情に応じた指標ということなので、例えば単位水量と相関が有る消費電力に限ることも事業者の任意と捉えてよろしいでしょうか。	追加で別途指標を定めることは任意ですが、過年度からの変化を把握するため、単位水量あたりの消費電力は示してください。
19	6	第2		(7)		KPIの設定	「各項目の達成状況を四半期ごとに公表を行うこと」とあります。 公表は、どのような方法で行うことを想定されていますでしょうか。第3経営に関する要求水準_6 情報公開_ウを踏まえ、運営権者のホームページ上で公表するとの認識でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、HP上での公表に限定するものではありません。
20	6	第2		(7)		KPIの設定	『エネルギー利用状況の健全性を把握するにあたり、単位水量当たりの消費電力量について、本事業の実情に応じた指標を定め、KPIとして管理の適正化を図ること。』とありますが、単位水量当たりの消費電力量の要求水準値はあるのでしょうか。	要求水準値はありません。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
21	6	第2		(7)		KPIの設定	『エネルギー利用状況の健全性を把握するにあたり、単位水量当たりの消費電力量について、本事業の実情に応じた指標を定め』とありますが、p. 15の「年間維持管理計画書」を「市と協議の上作成」した結果、年間エネルギー管理計画書が見直した場合には、KPI指標も実情に応じて修正するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	6	第2		(7)		KPIの設定	財務状況及びエネルギー利用状況に関してはKPIを設定して公表する必要がありますが、当該KPIをクリアしなかった場合でも要求水準未達とはみなされないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	6	第2		(7)		KPIの設定	『また、各項目の達成状況を四半期毎に公表を行うこと』とありますが、「公表」とは、貴市への報告及び事業者が開設・運用するHP等を通じた情報公開であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 19の回答を参照下さい。
24	7	第3	1			事業計画書の作成	全体・中期事業計画は、年間事業計画書の内容に沿った事業内容に適宜改定する必要がありますでしょうか。	必要に応じて毎年度末に改訂を要します。
25	7	第3	1	(1)		全体事業計画に関する事項	全体事業計画書は、提案書を踏まえ「運営体制」「収支計画」「維持管理」「改築の実施方針」「地域貢献」等の内容を含むとされています。指定項目以外の計画策定は、運営権者の裁量との認識でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、指定項目以外の事業を実施する提案があり、市との調整が必要となる場合は協議により決定します。
26	7	第3	1	(2)		中期事業計画書に関する事項	改築に関する事項として、「改築計画書及び工事計画書の概要」とありますが、期中に改築内容に変更が生じた場合には、中期事業計画書の改訂が必要になりますでしょうか。	毎年度末に改訂を要します。
27	7	第3	1	(2)		中期事業計画に関する事項	中期事業計画書は、全体計画を踏まえ「経営」「改築」「維持管理」の内容を含むとされています。指定項目以外の計画策定は、運営権者の裁量との認識でよろしいでしょうか。	No. 25の回答を参照下さい。
28	7	第3	1	(3)		年間事業計画書に関する事項	短期事業計画書とありますが、中期事業計画書ではないでしょうか。 もしくは短期事業計画書が正しいのであれば、それに関する内容を提示いただけますでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正を行います。
29	7	第3	1	(3)		年間事業計画書に関する事項	「事業者は、短期事業計画書を踏まえ、以下の内容を含む1年間の計画を作成すること。」とありますが、「短期」ではなく「中期」ではないでしょうか。ご確認ください。	No. 28の回答を参照下さい。
30	7	第3	1	(3)		年間事業計画書に関する事項	「改築」「第5_改築に関する要求水準」の工事計画書のうち、当該年度発注工事」とありますが、年間事業計画書作成段階では年度予算が確定しておらず、発注工事の確定はできないものと思料します。「当該年度発注予定工事」等に表現をご変更頂けますでしょうか。	ご指摘のとおりです。「予定工事」に修正を行います。
31	8	第3	2	(1)	ア	組織体制	「第1_第2 (5)に示す・・・」とありますが、「第1」は誤記でしょうか。	ご指摘のとおりです。「第1_」を削除します。
32	8	第3	2	(1)	イ	組織体制	『各業務責任者の役割分担が明確となっているとともに』とありますが、各業務とは ①経営に関する業務、②維持管理に関する業務 1) 運転管理業務 2) 保全管理業務、③改築に関する業務、④その他の業務との理解でよろしいでしょうか。 また、責任者の配置は、各業務責任者とは、法令に則っていれば兼務等は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
33	8	第3	2	(1)	ウ	組織体制	『各業務の遂行に適した能力及び経験を有する者が当該業務を実施する体制を確保すること』とありますが、それらを確保していれば、SPCへ常駐ではなく、兼務で業務を行って良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	8	第3	2	(2)		委託等	「以下に掲げる業務については、委託等を禁ずる」とありますが、記載された各業務の全てを委託することが禁じられており、各業務の一部を委託することは禁じられていないという理解でよいでしょうか。	事業者による統括が行われていれば、一部を委託することは可能です。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
35	8	第3	2	(2)		委託等	委託が禁止されている業務に、「財務管理」が含まれています。 SPC運営費の抑制、管理の透明性や不正防止の観点から、外部の専門機関への委託も有効と考えます。本項から財務管理を除外して頂く事は可能でしょうか。	財務資料の作成は外注可としますが、財務管理は委託不可です
36	8	第3	2	(2)		委託等	委託が禁止されている業務に、「セルフモニタリング」が含まれています。 SPC運営費の抑制、チェックの透明性や不正防止の観点から、外部の専門機関への委託も有効と考えます。本項からセルフモニタリングを除外して頂く事は可能でしょうか。	自ら実施するセルフモニタリングに加え、外部のセルフモニタリングを行うことは可能です
37	8	第3	2	(2)	②	委託等-維持管理に関する業務	修繕計画の立案業務は事業者が主体として行いますが、一部の立案支援業務を再委託することは認められますでしょうか。	No34の回答を参照ください。
38	8	第3	2	(2)	③	委託等 - 改築に関する業務	『事業者は、本事業等に係る業務について、実施契約書に示す手続きを経た上で、委託等を行うことができる。ただし、以下に掲げる業務については、委託等を禁ずる。』とあり、『③改築に関する業務』の委託を禁ずる業務として「・企画・調整等に関する業務』となっています。機器製作図及び施工図等の承諾、工事における監理・監督に係る業務（施工監理、現場監督等）は、委託を行うことができるとの理解でよろしいでしょうか。	承認の行為は事業者の業務になります
39	8	第3	2	(2)	③	委託等-改築に関する業務	改築計画の立案業務は事業者が主体として行いますが、一部の立案支援業務を再委託することは認められますでしょうか。	No34の回答を参照ください。
40	8	第3	2	(2)	②～④	委託等 ②～④	企画・調整等に関する業務とは具体的に何を指しているか、ご教示いただけないでしょうか。	業務推進に当たっての計画立案、及び市との調整等になります。
41	9	第3	3		ア	財務管理	『事業期間を通じ、事業を安定的に持続することが可能な資金調達方針が明確で適切に機能する体制～』とありますが、プロジェクトファイナンスに限らずコーポレートファイナンスであっても適切に機能していれば提案していいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	9	第3	5	(1)	ア	業務継続計画書の作成	『～宇部市公共下水道西部処理区運営事業業務継続計画書（以下、「西部処理区運営事業BCP」という）を作成すること』とありますが、宇部市が平成26年4月に最初に策定したBCPから現在貴市HPで公開しているBCP（令和5年版）までに何を追加したか、ご教示いただけないでしょうか。	お答えいたしかねます。 最新版をご参照ください。
43	9	第3	5	(1)	ウ	業務継続計画書の作成	その他上位計画について具体的にご教示いただけますでしょうか。	宇部市BCPや宇部市地域防災計画、宇部市国土強靱化地域計画等が該当します
44	9	第3	5	(2)	ウ	危機管理マニュアル	「市の対応と整合を図ること」とあります。市との整合を図るため、市作成の危機管理マニュアルをご提示していただくことは、可能でしょうか。	別途開示予定です。
45	10	第3	6		ア	情報公開	『「全体事業計画書」、「中期事業計画書」、「年間事業計画書」、・・・に示す財務指標及び単位水量当たりの消費電力量について公開』とありますが、計画書等は概要版を公開するとの理解でよろしいでしょうか。	概要版で了とします。
46	10	第3	6		ウ	情報公開	情報公開をインターネットで行う場合、特別な制約はありますか。	特別な制約はありません。法令を遵守し、情報セキュリティに留意してください。
47	10	第3	8		ア	セルフモニタリング	「モニタリング基本計画書」は、貴市の実施するモニタリングを規定した書類でしょうか。また、実施方針（案）で公表されると記載がありますが、公告時に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
48	10	第3	8		ア	セルモニタリング	『事業者は、本事業期間中を通じて、作成したセルフモニタリング実施計画書に従い、セルフモニタリングとして次に示す事項を実施すること』とありますが、実施計画書の見直し適切なセルモニタリングを実施することは問題ないでしょうか。	事業運営を通じ、セルフモニタリングがより適切に機能する提案があれば、実施計画書を見直すことは問題ありません。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
49	10	第3	8		ア	セルフモニタリング	「セルフモニタリングの方法は、法令等、実施契約及びモニタリング基本計画書並びに提案した方法に基づくものとする」とあります。ここにあるモニタリング基本計画書は、実施契約書とともに公表されとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	10	第3	8		イ	セルフモニタリング	『セルフモニタリングの方法は、事業者が提案書類において提案した方法に基づくものとする』とありますが、頻度の多いor少ないで評価をわけのではなく、適切に機能していれば、回数が少なくても公平に評価していただけるという理解でよろしいでしょうか。	適切に機能する提案を求めます。
51	11	第3	9		ウ	技術管理	「委託等を行う場合は委託先について業務の経験、予定される技術者の経験又は有する資格その他の技術的能力に関する審査を行うこと」とありますが、審査を行う対象の委託案件や審査の内容及び手段は事業者で選別してよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	11	第3	10			環境対策	西部浄化センターは、省エネ法における特定事業者に該当するのでしょうか。	該当します。
53	11	第3	10			環境対策	（前問で西部浄化センターが省エネ法における特定事業者に該当する場合）省エネ法における法定手続（エネルギー管理者等の選任、中長期計画の提出、エネルギー使用状況等の定期報告）については、貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	エネルギー管理者の選任は事業者、計画の提出、定期報告は市が行います。
54	11	第3	10		イ	省エネ・創エネへの取り組み	本項目を達成するためには、場合によっては改築等が必要となる可能性もあります。従って、本項目は必ずしも利用料金によって賄われる「経営に関する業務」に限らなくてもよいと認識しておりますがよろしいでしょうか。つまり、改築費の勘定で扱ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	11	第3	10		ウ	下水道資源の有効利用	本項目を達成するためには、場合によっては改築等が必要となる可能性もあります。従って、本項目は必ずしも利用料金によって賄われる「経営に関する業務」に限らなくてもよいと認識しておりますがよろしいでしょうか。つまり、改築費の勘定で扱ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	11	第3	11	(1)		地域経済	本項目を達成するための業務は、必ずしも利用料金によって賄われる「経営に関する業務」に限らなくてもよいと認識しておりますが宜しいでしょうか。つまり、任意事業等で扱ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	11	第3	11	(1)	ア	地域貢献	「地元企業」の定義をご教示いただけないでしょうか。（宇部市内の企業でしょうか、それとも山口県内の企業を指すでしょうか。また、宇部市内あるいは山口県内に支店、支社、営業所、工場等がある場合、これらも含まれるのでしょうか。）	宇部市内の企業もしくは市内に支店、営業所等がある企業を指します。
58	11	第3	11	(1)	ア	地元企業	地元企業とは、宇部市中小企業振興基本条例を参考に「市内に事務所又は事業所を有するもの」と理解してよろしいでしょうか。	No57の回答を参照下さい。
59	11	第3	11	(1)	ウ	地域経済	地域住民等との協働による地域貢献とありますが、任意事業提案によるものであっても地域貢献として評価されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
60	11	第3	11	(1)	ウ	地域貢献	地域住民等の地域とは西部処理区域という理解でよろしいでしょうか。	西部処理区に限定していません。
61	11	第3	11	(2)		地域住民等とのコミュニケーション	地域住民等の地域とは西部処理区域という理解でよろしいでしょうか。	西部処理区に限定していません。
62	11	第3	11	(2)	ア	広報活動の実施	「市が主催する広報活動に関して、市からの協力の要請を受けた場合、事業者はこれに協力すること」とあります。市が主催する広報活動とはどのようなものでしょうか。具体をご教示ください。	一例として、市広報誌や市HPに事業者の活動内容を示す等です
63	11	第3	11	(2)	ア	広報活動の実施	『～市が主催する広報活動に関して、市から協力要請を受けた場合、事業者はこれに協力すること。』とありますが、現時点で想定している貴市が主催する広報活動に関して公表できるものがあれば、ご教示いただけないでしょうか。	No62の回答を参照下さい。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
64	11	第3	11	(2)	イ	見学者等の対応	「特別な事由により見学者の受け入れができなかった場合は、市に報告すること」とあります。台風等の接近により、見学を中止とした場合、見学者への連絡は市が行うとの認識でよろしいでしょうか。	見学者から申し込みを受けた方が対応とします。
65	11	第3	11	(2)	イ	見学者等の対応	本事業対象施設において過去に受けた見学者について、日付、人数、団体名などを教示願います。新型コロナウイルスの流行前後を把握したいため、期間は直近10年分を開示願います。	別途開示予定です。
66	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	運営権設定対象資産は宇部市下水道ストックマネジメント計画（令和6年3月改定）による状態監視保全施設と時間計画保全施設に区分されており、事後保全対象資産は無いと理解してよろしいでしょうか。	事後保全資産もあります。本項の健全度調査は対象外です。
67	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	運営権設定対象施設を対象として、健全な水準で保つこと。とは具体的にどのような活動を示すのでしょうか。 実施契約締結後本事業開始日より1年以内に、状態監視保全資産について健全度調査を実施し、とありますが状態監視保全資産はどのような基準で設定されるのでしょうか。	前段は適正な維持管理の下、運転に支障が無く正常に機能している状態を示します。後段は宇部市下水道ストックマネジメント計画により設定されています。
68	12	第4	1	(3)		運営権設定対策資産の健全度把握のための取組	『また、実施契約締結後本事業開始より1年以内に、状態監視保全資産について健全度調査を実施し、その結果を電子データで整理及び保存する。』とありますが、それ以降の健全度調査実施頻度についての基準はあるのでしょうか。	宇部市下水道ストックマネジメント計画を参考として下さい。
69	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	「健全な水準」とは、第8章1で定める『継続して運転管理することに支障が無く正常に機能している状態（健全度3相当、軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。）』と同義であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	（前問で健全度3相当との理解でよい場合）本事業の契約終了時に運営権者が健全度3相当で貴市又は次期運営主体に引き渡すのと同様に、本事業の事業開始時に貴市からは健全度3相当で設備が運営権者に引き渡されるとの理解でよろしいでしょうか。	健全度3相当に満たない施設については協議により対応方法を決定します。
71	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	「状態監視保全資産」とは、運営権者が実施する振動測定等による状態監視を行う施設・設備（ゆえに対象となる施設・設備は運営権者が決定可能）との理解でよろしいでしょうか。	宇部市下水道ストックマネジメント計画を参考として下さい。
72	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	事業開始日より1年以内に実施する健全度調査において、引き渡し時に貴市が設定している健全度と大きく乖離している資産は、貴市の負担にて改築または修繕を実施していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	健全度と大きく乖離する施設については協議により対応方法を決定します
73	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	資産管理方法（状態・事後・時間）の選定および健全度判定方法は、事業者独自の手法でよろしいでしょうか。もしくは、貴市SM計画に準拠すべきでしょうか。	第2期（令和9年度まで）については宇部市下水道ストックマネジメント計画に準じて下さい。以降は事業者提案を踏まえ、市と協議の上方針を定めます。
74	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	『実施契約締結後本事業開始日より1年以内に状態監視保全資産に対して健全度調査を実施し』とありますが、現在公開して頂いている施設状況と事業開始時点の健全度に乖離が発生していた場合、貴市の予算で健全度回復を実施して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	No72の回答を参照下さい。
75	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	現在、貴市が把握されている最新の状態監視保全資産に対する健全度の開示をお願いできないでしょうか。	別途開示予定です。
76	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	状態監視保全資産の定義とリストをご提供ください。運営権者側でこの定義を変更することは可能という理解でよろしいでしょうか。	別途開示予定です。なお定義の変更にあたっては市との協議が必要です。
77	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	状態監視保全資産の対象となる施設の範囲をご教示いただけないでしょうか。	No76の回答を参照下さい。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
78	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	健全度調査にあたっては貴市がこれまで使用してきた基準（設置年数以外の外観や動作状態など）に基づくものでしょうか、それとも本事業開始前の1年以内のうちに貴市と事業者が協議して定める基準に基づき行わるものでしょうか。	事業者の提案によります。宇部市下水道ストックマネジメント計画基本方針を参考としてください。
79	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	「また、実施契約締結後本事業開始日より 1年以内に、状態監視保全資産について健全度調査を実施し、・・・」とありますが、「状態監視保全資産」について、情報をご開示ください。	No76の回答を参照下さい。
80	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	「実施契約締結後本事業開始日より1年以内に、状態監視保全資産について健全度調査を実施」とあります。状態監視保全資産は、市が定めるものを基に運営権者が任意に定めるものとの認識でよろしいでしょうか。	No76の回答を参照下さい。
81	12	第4	1	(4)	ア	維持管理体制の構築①	現状を踏まえとありますが、監視システムを更新する等した場合には当該時点の監視システムの状況を踏まえて、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	12	第4	1	(4)	ア	維持管理体制の構築	『① 水処理・汚泥処理の監視システムの現状を踏まえ、必要な人員を確保すること。』とありますが、監視システムの現状を把握すべく、本公募期間中に現場見学の機会は与えられますでしょうか。	現在も見学できますが、公募期間中も引き続き見学可とします。
83	12	第4	1	(4)	ア	維持管理体制の構築	『監視システムの現状を踏まえ、必要な人員を確保すること』とありますが、公表資料（DVD1_3.12）の勤務シフト表では26名が配置されていますが、現状を担保する必要があるか、ご教示いただけないでしょうか。	現在と同じ人数を配置する必要はありませんが、処理場を管理する上で必要な人数を配置して下さい。
84	12	第4	1	(4)	ア	維持管理体制の構築②	常時監視制御は、自律化や自動化などで安全性や信頼性を確保できればその限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	法的に問題なく安全性や信頼性を確保できれば可能です
85	12	第4	1	(4)	ア	維持管理体制の構築②	常時監視制御は、西部浄化センター内での作業に制限されますでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	12	第4	1	(4)	ア	維持管理体制の構築	②に「西部浄化センターについて、常時監視制御及び巡回監視を行うこと。」との記載がありますが、これはICT（情報通信技術）整備等の何らかの手段を講じることで、常時監視ではなく夜間無人化にすることは可能と考えてよろしいでしょうか。	No84の回答を参照下さい。
87	12	第4	1	(4)	ア	維持管理体制の構築	②『西部浄化センターについて、常時監視制御及び巡回監視を行うこと。』とありますが、常時監視制御とは、オンライン等で遠隔から施設や設備の状態が常に誰かを監視し、かつ事業者が制御可能な状態であれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	No84の回答を参照下さい。
88	12	第4	1	(4)	ア	維持管理体制の構築	②『西部浄化センターについて、常時監視制御及び巡回監視を行うこと。』とありますが、巡回監視は常時である必要はなく、要求水準を満足するために必要な巡回監視ができていれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	No84の回答を参照下さい。
89	12	第4	1	(4)	ア	維持管理体制の構築	②『西部浄化センターについて、常時監視制御及び巡回監視を行うこと。』とありますが、DX技術を活用した巡回監視も認められますでしょうか。	No84の回答を参照下さい。
90	12	第4	1	(4)	ア	維持管理体制の構築	『常時監視制御及び巡回監視を行うこと』と有りますが、巡回監視とは場内を所員が直接確認することを想定されておられるのでしょうか。その場合、頻度についてご教示いただけないでしょうか。	具体的な頻度は定めておりません。
91	12	第4	1	(4)	イ	従事職員が有すべき資格	P.33包括的民間委託事業要求水準書にも同様な配置資格者の要件が記載されていますが、全体の事業として配置できていればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
92	12	第4	1	(4)	イ	従事職員が有すべき資格	「維持管理において、常時従事する者は「下水道法施行令第15 条の3に定める資格を有する技術者」を配置すること」とありますが、実務経験が配置条件に設定されるとなると、例えば未経験者である新入社員の配置ができない等、柔軟な組織の構築や民間企業の創意工夫を制限することになりかねません。地元雇用の機会を増やす意味からも「常時従事する者」を「業務責任者」等へご変更頂くことは可能でしょうか。	常時1名の配置を要します 「常時従事する業務責任者」に修正します
93	12	第4	1	(4)	イ	従事職員が有すべき資格	「常時従事する者は『下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する技術者』を配置すること」との要件については、運営権対象施設の維持管理に従事する技術者のうちの1人（責任者）が下水道法施行令第15条の3に定める資格を有していればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	12	第4	1	(4)	イ	従事職員が有すべき資格	第9章1(5)アとも関連しますが、ここで掲げられている有資格者については、本事業の運営権対象施設と包括的民間委託事業の対象施設の一体管理という趣旨に鑑み、運営権対象施設の維持管理に従事する者と包括的民間委託事業の対象施設の維持管理に従事する者とを合わせて1人以上配置すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	作業に従事する者が有する資格になります。
95	12	第4	1	(4)	イ	従事職員が有すべき資格	②の電気主任技術者については、第4章5(4)イに基づき外部の者を電気主任技術者として選任する場合には配置不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	12	第4	1	(4)	イ	従事職員が有すべき資格	「維持管理において、常時従事する者は「下水道法施行令第15 条の3に定める資格を有する技術者」を配置すること」とあります。 実務経験が配置条件に設定されると柔軟な組織の構築、民間企業の創意工夫を阻害することとなります。また地元雇用の機会も失われます。 「常時従事する者」を「業務責任者」と変更することは可能でしょうか。	No92の回答を参照下さい。
97	12	第4	1	(4)	イ	従事職員が有すべき資格	「維持管理において、常時従事する者は「下水道法施行令第15 条の3に定める資格を有する技術者」を配置すること」とあります。 実務経験が配置条件に設定されると柔軟な組織の構築、民間企業の創意工夫を阻害することとなります。また地元雇用の機会も失われますので、「常時従事する者」を「業務責任者」と変更することは可能でしょうか。	No92の回答を参照下さい。
98	13	第4	1	(4)	イ	従事職員が有すべき資格	必要な資格を有する者に従事させることとして、電気主任技術者がありますが、P.22には外部委託を含むという記載があるため、外部委託する際は従事者から選任する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお自社、委託に依らず、作業従事者に求める資格です。
99	13	第4	1	(4)	イ	従事職員が有すべき資格	⑧のボイラー技士はボイラ及び圧力容器安全規則第2 5条第9号の規定により原則、無人運転が禁止となるため、ボイラー稼働時は配置が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	13	第4	1	(4)	イ	従事職員が有すべき資格	⑨の消火器・自動火災報知設備・非常警報器具・誘導等の点検に関し、外部に委託する場合には配置不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	14	第4	2			維持管理基準	各流入基準の水質・水量の流入に対して、放流基準を必ず守れるように計画目標水質を設定し、改築計画・維持管理を実施する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
102	14	第4	2	(1)	ア	水量に関する流入基準	分流において、晴天日と雨天日の日最大処理能力が同数値になっていますが雨天時の雨水混入による流入水量の増加に対してはどのように考えればよろしいでしょうか。	計画上の処理能力です。流入水量の増加については処理能力の範囲内であれば当然含まれます。
103	14	第4	2	(1)	イ	水質に関する流入基準	表5にて水質に関する流入基準が明記されていますが、実績最大値をお示しいただいています。流入水質の平均値もご提示いただけないでしょうか。	開示資料中3.5維持管理報告書を参照下さい。
104	14	第4	2	(1)	イ	水質に関する流入基準	表5にある分流のSS値が690mg/Lと高いように感じます。原因等、特定されていまして、ご教示ください。	原因の特定はできておりません。
105	14	第4	2	(1)	イ	水質に関する流入基準	実績最大値とありますが、この値がどの程度継続していたのかわかる資料がございましたら、ご開示ください。	No103の回答を参照下さい。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
106	14	第4	2	(1)	イ	水質に関する流入基準	異常運転時の内容と頻度、放流水質の基準達成状況をご教示ください。	令和元年12月～令和2年5月及び令和3年10月～令和4年5月の期間については、一部施設の運転不具合やその補修期間のため異常運転時として表中数値の算定から除いております。また、いずれの期間も法令、計画上の基準値を遵守できております。
107	14	第4	2	(2)		放流基準	放流水質は、表6の要求水準と下水道事業計画値に記載の数値を満足すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準の値を満足して下さい。
108	14	第4	2	(2)		放流基準	表6の要求水準に記載されて数値は、日平均値の年間平均と考えて良いものでしょうか。定義が日平均値の年間平均と異なる場合は、ご教示いただけないでしょうか。	日間平均値の年間最大値が要求水準を満足する様お願いします。
109	14	第4	2	(2)		放流基準	「宇部市公共下水道事業計画変更計画書（第19回変更）令和2年度」では、下水道事業計画値（計画放流水質）が合流新設及び分流新設でBOD15mg/L、T-N14mg/L、分流既設でBOD15mg/Lとなっています。 これより、表6の事業計画値は、事業計画書に記載のように水処理系列毎に適用され、分流既設ではステップ流入式多段硝化脱窒法に改築後にT-N14mg/Lが適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、事業計画における計画放流水質は下水道管理者がその時点で示される法令や上位計画で定められる基準値を参考に定めますので、必ずしも分流2/2の改築後にT-N 14mg/Lが適用されるとは限りません。
110	14	第4	2	(2)		放流基準	下水道事業計画値としてT-Pが記載されていません。一方、「宇部市公共下水道事業計画変更計画書（第19回変更）令和2年度」では、全体計画（令和22年度）時に処理方式を凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法とし、T-Pの計画放流水質が2.6mg/Lと記載がありますが、本事業における改築では、T-P計画放流水質2.6mg/Lへの対応は不要との理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりで、要求水準値を遵守してください。 但し※に示すとおり、法令改定に伴い項目や基準値が変更された場合は、市と協議の上、要求水準値の見直しを行います。
111	14	第4	2	(2)		放流基準	「表6放流水質に関する基準」内に記載されている要求水準値は、年間を通しての放流水質の平均値（年間平均値）として満たすべき放流基準との理解でよろしいでしょうか。あるいは、1日たりとも超えてはならない（日間平均値が放流水質を超えない）放流基準でしょうか。	1日たりとも超えてはならない基準です
112	15	第4	3	(1)		維持管理計画書の作成	維持管理計画書を作成し、市に提出することが求められていますが、この維持管理計画書は、事業計画書の作成で求められている「維持管理」計画書との認識でよろしいでしょうか。	事業計画書の中では主に経営、改築、維持管理に対する内容を全体、中期、年間で作成してください。維持管理計画書は維持管理に関する内容で全体、中期、年間で作成を求めるもので、別の資料となります。
113	16	第4	3	(1)	②	中期維持管理計画書	中期維持管理計画書の記載内容（表7）について、中期水質管理計画書については、水質管理に関する要求水準が数値基準として第4章2(2)に示されているため、要求水準を満たすための計画を提出することは理解できます。一方で、中期エネルギー管理計画書、中期廃棄物管理計画書及び中期保守点検計画書についても同様に「要求水準を満たすための計画」の記載が求められていますが、水質管理と異なり関連する要求水準が抽象的であり、具体的な基準等が示されていません。これらの詳細については事業者が提案するものと理解しております。このため、表7の中期エネルギー管理計画書、中期廃棄物管理計画書及び中期保守点検計画書の記載内容については、『要求水準を満たすための』を「提案事項を順守するための」と修文いただくことは可能でしょうか。	エネルギー管理や廃棄物管理について、4運転管理業務（4）（5）に要求事項を示しております。具体的な数値ではないものの、使用料の把握、管理目標値の設定、適切な汚泥管理を要求しており、それを満たすための計画を示してください。
114	16	第4	3	(1)	③	年間維持管理計画書	表7によると、中期保守点検計画書には、調査に関しても記載が求められる一方で、年間保守点検計画書では調査に関しては言及がありません。年間保守点検計画書については、調査は記載不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	18	第4	4			運転管理業務	「運転操作マニュアル」は運営権者が策定・実行することとされているため、運転操作マニュアルの著作権は運営権者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです ただし、引き継ぎ時は誠意を持ってその内容を引き継ぐことを求めます。
116	18	第4	4	(1)		監視、運転操作及び制御	『水処理・汚泥処理の各土木構造物、建築物』とは、初沈、曝気槽、終沈等の躯体を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ポンプ棟、脱水機棟等も含めた場内にある土木構造物、建築物です。
117	18	第4	4	(1)	ア	大雨による異常流入への対応	大雨警報・洪水警報が発令される大雨の場合、事業者（西部浄化センター）と玉川ポンプ場との運転調整が必要になると考えられますが、その場合の玉川ポンプ場への連絡や指示は、貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	事業者からの提案を受け、協議により決定するものとします。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
118	18	第4	4	(3)	ア	水質検査及び水質試験	表14及び表15の市にて分析対応可能な各項目について、貴市に水質試験を依頼する際に、対応可能な目安量（例えば、各項目について1日1回程度）をご教示いただけないでしょうか。	表14、15が上限です。臨時試験は状況により必要な回数を協議にて決定致します。
119	18	第4	4	(3)	ア	水質検査及び水質管理	表14及び表15に示す内容については、市にて分析対応可能であると記載がございますが、この場合は貴市側で無償にて分析を行っていただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	18	第4	4	(3)	ア	水質検査及び水質試験	2頁の第1総則2事業の背景・目的内に「東部浄化センター等を直営体制で維持することにより、（中略）技術継承（中略）などの効果が期待できる」との方針の記載より、官民連携の「共創」を推進する為に東部浄化センターにて技術交流の機会として水質分析室を借用することは可能でしょうか。また、借用が可能であれば、その際の使用料金および借用日数をご教示いただけないでしょうか。（なお、対象分析項目は、「別紙4_水質分析及び環境測定基準」の表14及び表15に示す内容を考えております。）	水質分析の為の借用はできません
121	18	第4	4	(3)	ア	水質検査及び水質試験	「別紙4_水質分析及び環境測定基準」の表14及び表15に示す内容については、指定分析数量を超えての分析を依頼することは可能ですか。また、その際は有償との理解でよろしいでしょうか。	市との協議調整の上対応を決定します。その際は有償です。
122	18	第4	4	(3)	ア	水質検査及び水質試験	②施設管理のための試験を簡便な水質測定ツール（分校光度計を用いた測定_JIS法以外）で実施することは可能との理解でよろしいでしょうか。	市が無償で行う分析内容を実施した上であれば可です。
123	18	第4	4	(3)	ア	水質検査及び水質試験	「3現状の水質・汚泥試験」に第11参考資料を追記したほうが分かりやすいと思慮します。	目次を修正致します。
124	18	第4	4	(3)	ア	水質検査及び水質試験	「「別紙4_水質分析及び環境測定基準」の表14及び表15に示す内容については、市にて分析対応可能である。」と記載があります。これは、事業者が検体を東部浄化センターへ持ち込めば、貴市にて無償で分析して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	18	第4	4	(3)	ア	水質検査及び水質試験	別紙4の表14と表15に「事業者持ち込みにより東部浄化センターで分析可能な項目、頻度」が掲載されていますが、この項目と頻度は貴市との協議により変更が可能という理解でよろしいでしょうか。	基本的には表に示す項目、頻度が上限となりますが、※に示す通り、追加等については都度協議調整が必要です。
126	18	第4	4	(3)	ア	水質検査及び水質試験	貴市で分析対応可能な内容については、要求水準書に示される範囲で、無償で実施いただけると理解してよろしいでしょうか。	No124の回答を参照下さい。
127	18	第4	4	(3)	ア	水質検査及び水質試験	東部浄化センターに持ち込む検体の水質試験については、東部浄化センターに依頼することもできるが、事業者が自ら東部浄化センターの試験器材や薬品などを使用して水質試験を実施することは可能と理解してよろしいでしょうか。	事業者での試験はできません
128	19	第4	4	(3)	ウ	流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合に対応	「③放流水質基準の未達が生じた場合、・・・緊急の改善措置を実施すること。」とありますが、「実施方針（案）別紙3リスク分担表の19と20」に基づき、当該改善措置にかかる費用は貴市に請求できるという理解でよいでしょうか。	基準の未達が生じた要因によります。
129	19	第4	4	(3)	ウ	流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合の対応	豪雨等に伴い流入水量が水量に関する流入基準を上回る場合、流入ゲートを閉めるか否かの判断が求められる場合もあるかと思いますが、この場合は、本項目③の「緊急の改善措置」の一環として、貴市との協議の中で行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	19	第4	4	(3)	ウ	流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合の対応	悪質排水の流入等の原因究明後の事業場排水の指導については、貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	19	第4	4	(3)	ウ	流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合の対応	③で既定の「緊急の改善措置」に要する費用については、別途貴市負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	19	第4	4	(3)	エ	放流水質基準未達又は未達のおそれがある場合の対応	「自らの水質試験等」には、別表4の表14、15で示されている、東部浄化センターへの持ち込み検査も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
133	19	第4	4	(3)	エ	放流水質基準未達又は未達のおそれがある場合の対応	放流水質基準が未達の場合は、実施方針p20に定められている「5 要求水準違反時のペナルティ」に該当しますでしょうか。	基準の未達が生じた要因によります。
134	19	第4	4	(3)	エ	水質管理目標値	「事業者は、自らの水質試験等により、水質管理目標値（法定基準又は市基準）が未達の恐れが生じた場合は」とありますが、ここでの水質管理目標値とは、「表6 放流水質に関する基準」内の「法令、計画上の制約」欄に記載の基準値を指し示しているとの認識でよろしいでしょうか。	以下に変更致します。 「自らの水質試験等により、要求水準値が未達の～」
135	19	第4	4	(4)	ア	エネルギー管理	「① 運営権設定対象施設のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握し、省エネルギー化を実現し、脱炭素社会の実現を推進すること。」とありますが、省エネルギー化を実現についてコミットすることは難しい状況も想定されるため、例えば「省エネルギー化及び脱炭素社会の実現を推進すること」等にご変更頂けないでしょうか。	エネルギー使用量の把握は必要と考えますので、変更は行いません。
136	20	第4	4	(4)	イ	ユーティリティ管理	運営権対象施設では、水道料金は運営権者負担という理解でよいでしょうか。また包括的民間委託事業については、事業者にて使用量の管理を行い、水道は貴市から無償提供されるという理解でよろしいでしょうか。	包括部分の水道料金については、市負担とします
137	20	第4	4	(5)		廃棄物の適正処理	現状西部浄化センターの沈砂は東部浄化センターに搬送し、そこで洗浄・脱水・搬出を行っていると考えています。事業開始後も当運用を継続する場合、費用の負担方法がどうなるかご教示頂けますでしょうか。	ポンプ場、管路包括の投入数量公表 沈砂及びし渣の搬出は現状と変わりません。（現状は市が収集運搬業務を発注しているので、この費用の負担は市が行います。） 西部処理区で発生する沈砂は西部T洗砂設備へ運搬しています。
138	20	第4	4	(5)	イ	廃棄物管理	事業用地内に現在使用されていないと思われる機材や残土が集積されていますが、本事業開始前に撤去されるものとの理解でよろしいでしょうか。撤去しきれない物が残っている場合は、事業者が管理することになるという理解でよろしいでしょうか。	工事で発生したスクラップの一時仮置きは撤去します。
139	20	第4	4	(5)	イ	廃棄物管理	外部搬出について運搬上制限のある時間帯について理由と合わせてご教示ください。また、苦情などの発生回数や苦情内容などもご教示ください。	現状の搬出はほぼ午前中に行っています。 過去には、沈砂を運搬車両（ダンプトラック）での運搬に適さない性状で荷渡し、道路を汚したことによる苦情がありました。
140	20	第4	4	(6)	ア	雨天時放流水質検査に関する事項	採水場所は合流改善対策の進捗確認のためにすべての吐口が対象ですが、放流水質が類似であれば1箇所で代表できるという理解でよろしいでしょうか。（採水場所をご教示いただけないでしょうか。）	処理場吐口の1箇所が対象です。採水場所は第11参考資料、3現状の水質・汚泥試験、計量証明事業者での試験に係る採水箇所図⑫を参照下さい。
141	20	第4	4	(6)	ア	雨天時放流水質検査に関する事項	雨天時放流水質検査は、「年1回実施することを標準とする」と記載されています。2回目以降の実施については、市から指示や連絡があるものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	20	第4	4	(6)	ア	雨天時放流水質検査に関する事項	処理区内の総降雨量が 10mm 以上 30mm 以下とありますがは、処理区内の 1 降雨の総降雨量が 10mm 以上 30mm 以下 という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	21	第4	5			保全管理	現在、貴市が整備されている設備台帳等を事業者が引き継ぐ事は可能でしょうか。	可能です。
144	21	第4	5	(1)	イ	定期点検業務	定期点検業務と(2)の調査は内容や項目、方法などの基準を事業者がその裁量をもって定めて同時に行うことに妨げは無いでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	21	第4	5	(3)	ア	計画修繕	本事業期間（30 年間）の計画修繕を提案するにあたり、これまでに貴市にて積み上げられたデューデリジェンス（ストックマネジメント）の資料を開示いただけますでしょうか。（機電・土建共）	別途開示予定です。
146	21	第4	5	(3)	イ	緊急修繕	実施方針（案）別紙3 リスク分担表 21施設の瑕疵、22施設損傷に起因する緊急修繕については貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表の負担者によります。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
147	21	第4	5	(3)	イ	緊急修繕	緊急修繕の対象は「突発的に発生した故障・事故」とされているため、大規模災害の発生等により運営権者の不可抗力で施設・設備が破壊された場合における当該設備の復旧は、緊急修繕には該当しない（ただし、運営権者が策定するBCPに則り初期対応の実施は必要）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	21	第4	5	(4)	ア	環境整備に関する事項	事業開始時は、敷地内に残置されている使用されていないものが貴市の費用にてすべて廃棄された状態で引き渡していただけるという理解でよろしいでしょうか。	No138の回答を参照下さい。 なお、一部、使用していない水処理施設など撤去できない施設は残置します。
149	21	第4	5	(4)	イ	電気工作物に関する事項	本事業を実施するにあたり、事業者は電気工作物の設置者又は見なし設置者のいずれになるかご教示ください。	みなし設置者となります。
150	22	第4	5	(4)	イ	電気工作物に関する事項	電気主任技術者の選任については、外部選任または外部委託が選択できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	22	第4	5	(4)	イ	電気工作物に関する事項	事業者は、「みなし設置者」として電気主任技術者の選任するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	23	第5	1			改築に関する要求水準	事業開始前及び事業開始以降に貴市が対応を検討されている改築工事・更新設備機器などがございましたら、開示いただくことは可能でしょうか。	別途開示予定です。
153	23	第5	1	(1)		目的	「ライフサイクルコストの縮減」を計画的な改築の目的に挙げておられますが、提案書に対する具体的な評価方法をご教示ください。利用料金に改築費用の10%が含まれていることから、ライフサイクルコストの評価の指標としてお考えでしょうか。	募集要項等に示します。
154	23	第5	1	(2)		業務内容	工事監督業務は、委託できないとの理解でよろしいでしょうか。	必要な資格を有することで委託を妨げるものではありません。
155	23	第5	1	(2)	ア	改築計画	「改築計画の提案」とありますが、次項「(3)改築実施体制」では「ア改築計画の作成」とあります。「提案」は「策定」または「作成」と読み替えて支障はないでしょうか。	以下の内容修正を行います。 P23 (3) ア 改築計画の作成 → 改築実施計画の作成に変更 改築計画書 → 改築実施計画書に変更
156	23	第5	1	(2)	ア	改築計画の提案	西部浄化センターにおける改築計画の提案範囲としては令和6年7月4日付け開示資料「西部浄化センター改築事業費」に記載の範囲とし、「西部浄化センター 再構築（建替）」に「*」と記載の項目については対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	23	第5	1	(2)	アイ	改築計画の提案 改築設計・工事実施	改築計画の提案範囲は、「西部浄化センター 改築事業費」に示された範囲に限られないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	23	第5	1	(2)	アイ	改築計画の提案 改築設計・工事実施	改築計画を提案するにあたり、これまでに貴市にて積み上げられたデューデリジェンス（ストックマネジメント）の資料を開示いただけますでしょうか。（機電・土建共）	別途開示予定です。
159	23	第5	1	(3)	ウ	工事監督業務	記載の『下水道施工令第15条の資格』については再委託先企業の従業員が有していればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	23	第5	2			改築費用に関する基本的事項	『市は、本事業における改築に係る費用について、改築実施基本協定に定める金額を事業者に対し、事業年度毎に支払うこととする。』とありますが、実施方針（案）7頁目 事業の費用負担（ウ）改築に関する業務 に記載の費用負担の考え方と同じとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	23	第5	2			改築費用	「市は、本事業における改築に係る費用について、改築実施基本協定に定める金額を事業者に対し、事業年度毎に支払うこととする」とありますが、複数年度にまたぐ工事であっても、単年度ごとに請求が可能であり、お支払い頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	年度内にできたものは出来高払いします

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
162	23	第5	2			改築費用	「前払い及び部分払いを可とする」とありますが、事業年度途中に完成した場合にも年度末一括ではなく、その完成の都度に当該改築に係る費用請求が可能であり、お支払い頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	23	第5	2			改築費用に関する基本的事項	「改築実施基本協定」は募集要項等の公表時にお示しいただけるという理解でよいでしょうか。また同基本協定の内容の概略（何を合意する基本協定なのか）についてご教示いただけませんか。	募集要項等に示します。
164	23	第5	2			改築費用に関する基本的事項	「改築実施基本協定」の内容及び運用（別途「年度実施協定」を締結するか、など）方法をご教示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
165	24	第5	3			改築実施基準	『以下に示す改築対象設備の処理能力、性能及び耐用年数を満たすこと。』とありますが、耐用年数を経過した場合、性能をその他要求水準を満足していても改築（更新・長寿命化）する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	耐用年数を満たすこととは、機能を持続させることを示しており、耐用年数以上持たせるという意味で、耐用年数を経過したら改築するという意味ではありません
166	24	第5	3	(1)		改築対象設備の処理能力	改築時に求める処理能力の記載がありますが、処理水量に応じたダウンサイジングなどの提案はしてもよいのでしょうか。	提案は受け付けますが、事業認可等との関連もありますので採用されるかは協議となります。
167	24	第5	3	(1)		改築対象設備の処理能力	改築対象設備は、宇部市下水道ストックマネジメント計画（R5～9年度）の改築実施計画記載の資産より選定を行うべきでしょうか。また、本事業開始前に貴市実施の改築予定工事をご提示いただけないでしょうか。	事業開始後の改築実施は事業者の提案を求めます 事業開始前に改築する施設はNo.152の回答を参照下さい。
168	24	第5	3	(1)		改築対象設備の処理能力	改築時に採用する機器・材料について、準拠規格の指定はありますでしょうか。	事業者提案によるものですが、交付金事業であることを踏まえ設定して下さい。
169	24	第5	3	(1)		改築対象設備の処理能力	西部浄化センター内の第1ポンプ施設（合流雨水、合流污水ポンプ）についての記載がありませんが、改築対象外施設との理解でよろしいでしょうか。	旧第1ポンプ施設の污水ポンプは管理棟等の雑排水排水ポンプとして継続利用するので改築対象です。 西部処理区改築事業費を修正します
170	24	第5	3	(1)		改築対象設備の処理能力	水処理設備についての改築時に求められる処理能力は、表9に記載の（）値の事業計画値と括弧書きとなっていない水量のどちらが適用されるかご教示いただけないでしょうか。	（）値の事業計画書数値です
171	24	第5	3	(1)		改築対象設備の処理能力	表9の処理能力は、事業期間を通じて求められる能力との理解でよろしいでしょうか。	現在の事業計画では表9の処理能力を求めますが、今後事業期間内に事業計画の変更があれば要求する処理能力も変更となる可能性があります。
172	24	第5	3	(1)		改築対象設備の処理能力	表9に記載がない第1ポンプ施設は、維持管理及び改築の対象施設ではないとの理解でよろしいでしょうか。	No169の回答を参照下さい。
173	24	第5	3	(1)		改築対象設備の処理能力	表9に記載の第2ポンプ施設は現在、運転を休止していますが、事業開始時までに貴市で運転を再開されとの理解でよろしいでしょうか。	第2ポンプ施設は現在も運転しています。
174	24	第5	3	(1)		改築対象設備の処理能力	『表9対象施設の現有処理能力』に、第1ポンプ施設が記載されていないため、運営権設定対象施設外との認識でよろしいでしょうか。また、休止している第1ポンプ施設、合流系水処理施設の撤去が必要となった場合は、事業者が行う本事業外であり、貴市で撤去を行うとの理解でよろしいでしょうか。	前段はNo.169の回答を参照下さい。 後段はご理解のとおりです。
175	24	第5	3	(1)		改築対象設備の処理能力	設備能力の検討にあたり、不明水の流入状況等をご教示ください。そのほか、ポンプ場等からの沈砂受入れ等もあれば、ご教示いただけないでしょうか。	不明水の量は把握していません。 流入量はD V D 1月報で開示済です。また沈渣の量も開示済です。 なお、管路からの投入量は後日公表します。
176	24	第5	3	(1)		改築対象設備の処理能力	表9に対象施設の現有処理能力が示されていますが、『（2）改築対象設備の性能、品質、規格等』に、『～を基本とするが、流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び改築提案内容を踏まえたものとする。』と記載されているので、臨機応変に対応するという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。なおNo166及びNo170の回答を参照下さい。
177	24	第5	3	(2)		改築対象設備の性能、品質、規格等	本事業における改築対象設備は、機械設備、電気設備、建築付帯設備と考えてよろしいでしょうか。	屋上防水、防食等（躯体本体以外）も対象になります。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
178	24	第5	3	(2)		改築対象設備の性能、品質、規格等	土木構造物及び建築建屋は、本事業における改築対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	24	第5	3	(2)		改築対象設備の性能、品質、規格等	改築時の処理能力は、将来の改築計画時における事業計画に基づくものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	24	第5	3	(2)		改築対象設備の性能、品質、規格等	改築対象設備とありますが、土木構造物や建築物については、『ウ既存躯体構造の保全』に記載の通り、設備の改築にあたって既存躯体構造に影響が出ると考えられる場合は、安全性を確認する必要がありますが、改築については、貴市にて別途公示されるとの理解でよろしいでしょうか。	現状の構造性能を維持できる範囲内で設備の改築をして下さい。
181	24	第5	3	(2)		改築対象設備の性能、品質、規格等	本事業の改築対象設備を明示していただくことは可能でしょうか。	開示のとおりです。
182	24	第5	3	(2)		改築対象設備の性能、品質、規格等	『改築対象設備の必要台数・必要能力は、改築時に求める処理能力を基本とするが、流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既設配置及び改築提案内容を踏まえたものとする。』とありますが、施設の設計に必要なとなる設計諸元（設計水量、計画水質等）は、事業者で設定するとの理解でよろしいでしょうか。	事業計値の範囲内で台数編成等は事業者からの提案によります。
183	24	第5	3	(2)	ア	材質の特記事項	『改築対象設備に用いる材質は、腐食及び磨耗に十分耐え、堅牢なものとすること。』とありますが、「堅牢」はやや過剰な文言と思われることから、「改築対象設備に用いる材質は、腐食及び磨耗に十分耐えるものとすること。」等に変更頂くことは可能でしょうか。	変更は考えておりません。
184	24	第5	3	(2)	ア	材質の特記事項	現有施設の各々のアスベスト調査状況、調査結果、対策状況をご教示いただけないでしょうか。	別途開示予定です。
185	24	第5	3	(2)	ア	材質の特記事項	事業の対象施設の敷地内に新たな施設（建築物）を建設する予定があれば、ご教示いただけないでしょうか。	消化槽（No.1の更新）、管理棟（2P施設）が予定されます。
186	24	第5	3	(2)	ア	材質の特記事項	施設の耐水化に関する計画や方針などの記載が見当たりませんが、貴市として何か計画や方針などがありましたら、ご教示いただけないでしょうか。	西部浄化センターはCDL+5.5m（高潮）を満足するように計画しております。
187	24	第5	3	(2)	イ	耐震性能の確保	現有施設の現状の各々の耐震診断状況、耐震性能をご提示いただくことは可能でしょうか。	別途開示予定です。
188	24	第5	3	(2)	イ	耐震性能の確保	貴市より提供される土木・建築躯体において、現段階で耐震性が保たれていない施設や設備に対する処置方針（耐震補強）など市側にて想定する事業の開示頂いただくことは可能でしょうか。	現有施設の耐震補強工事の予定はありません
189	24	第5	3	(2)	イ	耐震性の確保	機電設備の更新にあたり、土木/建築躯体の耐震性の確保も考慮すべきと思料しますが、本事業においては、土木/建築設備の耐震化は事業者の提案で行われるのでしょうか。もしくは、調査結果に基づき貴市が判断されますでしょうか。	事業者から提案があった場合、耐震化の実施は市の判断とします。
190	24	第5	3	(2)	イ	耐震性の確保	事業期間内に現行の耐震性を有しない耐用年数を超える土木/建築施設がございますが、躯体の健全度に問題がないと判断された施設は、そのまま使用していくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	24	第5	3	(2)	ウ	既存躯体構造の保全	①②で「構造計算の実施等により安全性を確認すること。」とありますが、既存躯体構造の健全性は、耐震診断等で確認されていると考えてよろしいでしょうか。	別途開示予定です。
192	24	第5	3	(2)	ウ	既存躯体構造の保全	①②で「構造計算の実施等により安全性を確認すること。」とありますが、既存躯体の構造図及び構造計算書は貸与いただけると考えてよろしいでしょうか。	別途開示予定です。ただし現有する資料のみとなります。
193	24	第5	3	(2)	ウ	既存躯体構造の保全	「①既存躯体構造に影響を与えないようにすること。やむを得ず構造に影響を与える場合は、構造計算の実施等により安全性を確認すること」とありますが、本構造計算を実施する際には、既存の構造計算書や耐震診断の結果をご提供頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	別途開示予定です。ただし現有する資料のみとなります。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
194	24	第5	3	(2)	ウ	既存躯体構造の保全	本事業遂行の前提条件として、管理棟や第3ポンプ棟等の建築物及び躯体の再構築（建て替え）は事業期間内に計画されているでしょうか。	管理棟の再構築は計画期間内に予定しています その他は、令和6年7月4日付け開示資料「西部浄化センター改築事業費」によります
195	24	第5	3	(2)	ウ	既存躯体構造の保全	事業者が構造計算をした結果、仮に耐震補強が必要だという結果になった場合、耐震補強工事は貴市のご負担で実施頂けるという理解でよろしいでしょうか。	No189の回答を参照下さい。
196	24	第5	3	(2)	ウ	既存躯体構造の保全	既存躯体構造を維持することとありますが、本事業の特性上附帯事業などでの提案により既存躯体の撤去を要する場合が想定されます。この場合、既存躯体は撤去しても良いと考えてよろしいでしょうか。また、附帯事業の提案により不使用となった設備躯体に対して、設備計画上の不要設備・休止設備となった場合、残置することは可能でしょうか。	撤去は可能です。また附帯事業にて既存施設の撤去、残置の必要性が生じた場合、残置可能です。その際（地下に構造物を残置する場合）は世界測地系での位置座標を提示ください。
197	24	第5	3	(2)	ウ	既存躯体構造の保全	①『既存躯体構造に影響を与えないようにすること』とありますが、耐震性能が不足している場合でも、補強してはならないということでしょうか。躯体の耐震性能が不足している場合、当該施設内の設備更新で、交付金の交付対象にならないと考えられるので、耐震補強は、「やむを得ず構造に影響を与える場合」に該当すると解釈して補強工事を実施することになるのでしょうか。	現状の構造性能を維持できる範囲内で設備の改築をして下さい。なお、耐震補強するか否かは回答No.188に基づき市が判断します。
198	25	第5	3	(2)	エ	改築対象設備の耐用年数	『耐用年数超過設備を安易に更新しない様、適切に管理すること。』とありますが、機器や部材によっては低コスト品を採用し、耐用年数超過以降の定期的な取替を行うことを妨げないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	25	第5	3	(2)	エ	改築対象施設の耐用年数	『「宇部市下水道ストックマネジメント計画実施方針【ポンプ場・処理場編】」で示す目標耐用年数を踏まえ、耐用年数超過設備を安易に更新しない様、適切に管理すること。』とありますが、最新の下水道ストックマネジメント計画は開示されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	25	第5	3	(2)	エ	ストックマネジメント計画	「宇部市下水道ストックマネジメント計画実施方針【ポンプ場・処理場編】を開示いただくことは可能でしょうか。	別途開示予定です。
201	25	第5	3	(2)	エ	改築対象設備の耐用年数	「「宇部市下水道ストックマネジメント計画実施方針【ポンプ場・処理場編】」で示す目標耐用年数を踏まえ、耐用年数超過設備を安易に更新しない様、適切に管理すること。」とあります。貴市ストックマネジメント計画における監視制御設備の目標耐用年数が一般的な設定と比較して長期に設定されていると思います。時間監視保全となる電気設備は事業者の裁量で延命化を図ることが難しいため、その設定根拠の詳細をお示しいただきたくお願いします。	別途開示予定です。
202	25	第5	3	(2)	エ	改築対象設備の耐用年数	「「宇部市下水道ストックマネジメント計画実施方針【ポンプ場・処理場編】」で示す目標耐用年数を踏まえ、耐用年数超過設備を安易に更新しない様、適切に管理すること。」とありますが、市が定めた目標耐用年数を超過した設備であっても、安易に更新しないように管理しなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	25	第5	4			施設改築計画	開示資料No. 10「西部T改築事業費」において改築計画が示されていますが、改築対象設備や改築実施年度は事業者で変更してよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、毎年の事業費については宇部市全体の下水道事業の平準化を図った金額としておりますので、各年度の事業費については上限額の範囲内で提案してください。
204	25	第5	4			施設改築計画	開示資料No. 10「西部T改築事業費」において事業開始年度の2026年度に工事が予定されていますが、これら工事の実施設計は事業開始前に貴市で実施されるものと考えて良いものでしょうか。貴市で実施設計を実施される場合、2026年度の工事内容や実施年度は変更できないとの理解でよろしいでしょうか。また、貴市で実施設計を実施される場合、設計内容の開示時期をご教示いただけないでしょうか。。	事業開始以降は事業者による改築実施となります。 改築内容については事業者の提案になります。 市で詳細設計が完了している資料は参考資料として開示します。 開示は令和7年1月頃を予定しています。
205	25	第5	4			施設改築計画	開示資料No. 10「西部T改築事業費」において予定価格が示されていますが、この金額が本事業における改築工事費との理解でよろしいでしょうか。	改築上限額となります。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
206	25	第5	4			施設改築計画	開示資料No. 10「西部T改築事業費」において、改築＋再構築予定価格として合計9,326百万円が示されていますが、この金額が本事業における改築工事費合計の上限金額であり、年度毎の改築工事費は事業者の計画に合わせて変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	9,326百万円が上限額であり、前段はご理解のとおりです。また後段は毎年の事業費は目安としており、大幅な変更はできませんが、毎年協議により変更は可とします。
207	25	第5	4			施設改築計画	開示資料No. 10「西部T改築事業費」において改築設計費が2028年度以降、2年おきに計上されていますが、工事実施年度と該当工事設計費の計上年度の考え方について、ご教示いただけないでしょうか。	今後の2年分の設計を前年度に行うよう計上しています。
208	25	第5	4			施設改築計画	開示資料No. 10「西部T改築事業費」における再構築（建替）において、土木・建築や撤去の工事費が記載されていませんが、これらの設計・工事は貴市が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	25	第5	4			施設改築計画	開示資料No. 10「西部T改築事業費」における再構築（建替）において、土木建築付帯の設計・工事は、土木・建築に含まれていると考えて良いものでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	25	第5	4			施設改築計画	開示資料No. 10「西部T改築事業費」における再構築（建替）において、土木・建築の再構築は、現在とは別の場所で行い、その後、既存施設を撤去するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	25	第5	4			施設改築計画	開示資料No. 10「西部T改築事業費」における再構築（建替）計画について、工事内容や実施年度は事業者で変更してよいとの理解でよろしいでしょうか。	再構築時期はあくまでも予定です。 実施に当たっては市との協議になります。
212	25	第5	4			施設改築計画	施設改築計画に係る費用は利用料金から賄われるという理解でよろしいでしょうか。つまり、改築費とは別勘定という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	25	第5	4	(2)	②	施設改築計画に係る提案	「②施設の健全度診断結果」については、貴市より提供いただけると考えてよろしいでしょうか。	事業着手後1年以内に事業者による実施となります。
214	25	第5	5	(1)	ア	基本的事項	設計にあたりp43【準拠すべき指針・仕様】、【参照すべき基準】を準拠、参照するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	25	第5	5	(1)	イ	積算	事業者は官積算した設計書を貴市へ提出することは求められているでしょうか。	求めます。
216	25	第5	5	(1)	イ	積算	積算業務における高額資材調査は貴市と事業者のどちらの所掌でしょうか。	事業者の所掌になります。
217	25	第5	5	(1)	イ	積算①	「工事費の積算を行い、工事費内訳書を作成するとともに、設計図書として市に提出すること」とありますが、以下3点についてご確認をお願いいたします。 ①貴市との協議の結果、提案とは異なる設計内容となり、事業費が増大した場合の費用負担についても、90%は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。 ②下水道用設計標準歩掛表の基準となる日は公告日と考えてよろしいでしょうか。加えて提案する工事の単価も、公告日を基準として考えてよろしいでしょうか。 ③将来的な物価変動に対してスライド協議に応じて頂ける理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです ②ご理解のとおりです ③上限額は変更しません。上限額以内で施設の延命をする計画を求めます
218	26	第5	5	(1)	ウ	改築 設計図書の作成及び成果品の提出	高度な専門性を必要とする工事においては実施できる企業が限られ、複数の企業からの見積取得が難しい場合があります。そのような場合は、単独の企業からの見積を採用することは許容されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、複数の企業から見積もり取得ができない根拠を併せて提示ください。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
219	26	第5	5	(1)	ウ	設計図書の作成及び成果品の提出	「事業者は、以下に示す設計図書を市に1部提出し、承諾を得ること」の記載について、このプロセスで貴市の「承諾」までを求めるのは、コンセッション事業にしては少々貴市の管理ウェイトを大きくしているように思えます。承諾が必要となると工事の機動性が失われることにもなりかねません。実施方針「1. (3) 事業の背景・目的」に記載された「更新費用の削減」及び要求水準書「第1.1本書の位置付け」に記載された「事業者の自由な提案・創意工夫を達成する」ためにも「承諾」ではなく「実施確認」等へご変更頂くことは可能でしょうか。	工事を適正に行うため重要な資料と考えています。 また、会計検査受験に必要な重要な資料ともなりますので承諾とします。 なお、自由な提案、創意工夫を妨げるものではありません。
220	26	第5	5	(1)	ウ	見積書等価格設定資料	機器および建設資材価格等に関わる特別調査に必要な費用は事業者負担でしょうか。また、見積条件があれば、ご提示いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、特別調査の実施は必須ではありません。
221	26	第5	5	(1)	ウ	設計図書の作成及び成果品の提出	「事業者は、以下に示す設計図書を市に1部提出し、承諾を得ること」との記載がありますが、実施方針「1. (3) 事業の背景・目的」に記載された更新費用の抑制及び要求水準書「第1.1本書の位置付け」に記載された事業者の自由な提案・創意工夫を達成するために、承諾ではなく実施確認としていただくことは可能でしょうか。	No219の回答を参照下さい。
222	26	第5	5	(1)	ウ	設計図書の作成及び成果品の提出	「事業者は、以下に示す設計図書を市に1部提出し、承諾を得ること」と記載がありますが、実施方針「1. (3) 事業の背景・目的」に記載された更新費用の削減、及び要求水準書「第1.1本書の位置付け」に記載された事業者の自由な提案・創意工夫を達成するために、承諾ではなく実施確認として頂けませんかでしょうか。	No219の回答を参照下さい。
223	26	第5	5	(2)		工事の実施	(2)に記載の内容はすべて事業者が自ら工事を行うことを前提とした記述であるように思えますが、工事の実施主体は事業者に限定するものではなく、工事調達先の第三者でも良いとの理解でよろしいでしょうか。コンセッションにおいては事業者が行うのは工事調達管理や技術管理であり、実際の工事は工事調達先に実施してもらうことを前提としています。	工事主体は事業者に限定するものではなく、第3者によるものも可としています。 記載事項は施工者に求めるものです。
224	26	第5	5	(2)		工事の実施	改築時に発生する撤去品の取り扱いについては、事業者に一任されるとの理解でよろしいでしょうか。	有価物に関しては西部浄化センター内に仮置きして頂くことになります。
225	26	第5	5	(2)	ア	工事の実施／基本的事項	「事業者は、設計図書について、市の承諾を得た後、工事に着手すること。」の記載について、このプロセスで貴市の「承諾」までを求めるのは、コンセッション事業にしては少々貴市の管理ウェイトを大きくしているように思えます。承諾が必要となると工事の機動性が失われることにもなりかねません。実施方針「1. (3) 事業の背景・目的」に記載された「更新費用の削減」及び要求水準書「第1.1本書の位置付け」に記載された「事業者の自由な提案・創意工夫を達成する」ためにも「承諾」ではなく「実施確認」等へご変更頂くことは可能でしょうか。	No219の回答を参照ください。
226	26	第5	5	(2)	ア	工事の実施／基本的事項	「事業者は、設計図書について、市の承諾を得た後、工事に着手すること。」と記載がありますが、実施方針「1. (3) 事業の背景・目的」に記載された更新費用の削減、及び要求水準書「第1.1本書の位置付け」に記載された事業者の自由な提案・創意工夫を達成するために、承諾ではなく実施確認として頂けませんかでしょうか。	No225の回答を参照下さい。
227	26	第5	5	(2)	ア	基本的事項	「事業者は、設計図書について、市の承諾を得た後、工事に着手すること。」との記載がありますが、実施方針「1. (3) 事業の背景・目的」に記載された更新費用の抑制及び要求水準書「第1.1本書の位置付け」に記載された事業者の自由な提案・創意工夫を達成するために、承諾ではなく実施確認としていただくことは可能でしょうか。	No225の回答を参照下さい。
228	26	第5	5	(2)	ア	基本的事項／①施工計画書の提出	「市に提出する施工計画書は、「施工計画書作成マニュアル 山口県土木建築部」の最新版に準じ作成すること。」との記載がありますが、コンセッション事業にしては指定が細かすぎるように感じます。実施方針「1. (3) 事業の背景・目的」に記載された「更新費用の削減」及び要求水準書「第1.1本書の位置付け」に記載された「事業者の自由な提案・創意工夫をを達成する」ためにもフォーマットについては事業者提案として頂くことは可能でしょうか。	山口県土木建築部の施工計画書作成マニュアルに準ずる作成を求めます。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
229	26	第5	5	(2)	ア	①施工計画書の提出	「市に提出する施工計画書は、「施工計画書作成マニュアル 山口県土木建築部」の最新版に準じ作成すること。」との記載がありますが、実施方針「1. (3)事業の背景・目的」に記載された更新費用の抑制及び要求水準書「第1.1本書の位置付け」に記載された事業者の自由な提案・創意工夫をを達成するために、フォーマットについては事業者提案としていただくことは可能でしょうか。	No228の回答を参照下さい。
230	26	第5	5	(2)	ア	基本的事項／①施工計画書の提出	「市に提出する施工計画書は、「施工計画書作成マニュアル 山口県土木建築部」の最新版に準じ作成すること。」と記載がありますが、実施方針「1. (3)事業の背景・目的」に記載された更新費用の削減、及び要求水準書「第1.1本書の位置付け」に記載された事業者の自由な提案・創意工夫をを達成するために、フォーマットについては事業者提案とさせて頂けませんか。	No228の回答を参照下さい。
231	27	第5	5	(2)	ア	基本的事項／⑦製作図及び施工図書等の提出	「事業者は、（中略）機器製作に先立ち市に提出し承諾を得ること」の記載について、このプロセスで貴市の「承諾」までを求めるのは、コンセッション事業にしては少々貴市の管理ウェイトを大きくしているように思えます。承諾が必要となると工事の機動性が失われることにもなりかねません。実施方針「1. (3)事業の背景・目的」に記載された「更新費用の削減」及び要求水準書「第1.1本書の位置付け」に記載された「事業者の自由な提案・創意工夫を達成する」ためにも「承諾」ではなく「実施確認」等へご変更頂くことは可能でしょうか。	No219の回答を参照下さい。
232	27	第5	5	(2)	ア	⑧情報の整理	「電子データで整理及び保存すること」とありますが、そのフォーマットはご提供頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	下水道設備台帳は現時点エクセルで整理中です。今後様式の見直しや将来的にシステムを導入した際には都度提供いたします。
233	28	第5	5	(2)	ウ	完成書籍及び完成図書の提出と検査の実施	『事業者は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」で工事内容別に求められる完成書籍に加え、以下に示す書類を速やかに2部提出し、貴市の完成検査を受けること。』とありますが、完成検査結果の工事成績採点は、次回工事の施工業者の採用に制約をうけることがあるでしょうか。	市の発注する工事については、制約を受けることになります。
234	28	第5	6			交付金の申請への協力	『なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。』とありますが、見積徴収及び見積比較表の作成も事業者の業務範囲でしょうか。	ご理解のとおりです。
235	28	第5	8		イ	工事实績データに関する事項	工事实績データの登録は可能ですが、SPCは発注機関として公共事業体のユーザーで通常使用できる専任技術者の配置状況などの確認機能が使用できないように制限されている状況です。専任技術者の配置状況の確認等について事業者から問い合わせを行った場合には、貴市にてご支援いただくことは可能でしょうか。	可能です。
236	28	第5	8		イ	工事实績データに関する事項	CORINS登録対象工事について、1契約当たりの請負金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が、何円以上との条件はありますでしょうか。	500万円以上です。
237	29	第6				その他の業務に関する要求水準	ストックマネジメント計画の策定は貴市の所掌であり、それに包含されるミクロマネジメントも貴市の所掌と理解しています。ストックマネジメントにおいて事業者が協力する内容としては、ミクロマネジメント業務に資する情報として、各計画書に基づき実行した運転管理業務や保全管理業務の結果を報告する理解でよろしいでしょうか。	各計画書に基づき実行した運転管理業務や保全管理業務の結果を報告及び結果を踏まえた改築計画案の提示を事業者に求めます。市はその内容を確認・検討を行い、他処理区との調整等の上、再度事業者と協議調整を図り、ストックマネジメント計画の策定を行います。
238	29	第6		(1)		市の計画業務策定に対する協力	「事業者は、・・・ストックマネジメント計画等の策定に資する情報の提供および協力を行うこと。」とありますが、この情報の提供や協力の具体的内容について確認させてください。第9_4_(11)に記載の①②③を含む情報提供という理解でよいでしょうか。	No237の回答を参照下さい。なお、第9_4_(1)についても含みます。
239	29	第6		(1)		市の計画策定業務に関する要求水準	事業者が提案する改築計画に準じて、事業期間中の事業計画における水処理及び汚泥処理方式の変更や、ストックマネジメント計画における改築計画の策定に対応いただけたと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、計画への反映は協議となります。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
240	30	第7				任意事業	国庫補助金の対象となる場合は、貴市にて国庫補助金の獲得のための申請業務を行っていただくという理解でよろしいでしょうか。	事業者が補助申請を行うものと考えております。
241	30	第7	1	(2)		任意事業業務範囲	任意事業の業務範囲については、西部浄化センター内のみで行う事業となるのでしょうか。西部浄化センター内を拠点として、外部に広がりをもった事業も可能でしょうか。	No16の回答を参照下さい。
242	30	第7	1	(2)		任意事業業務範囲	任意事業は、西部浄化センターとは独立して市内外部で行うような事業は対象となるでしょうか。	No16の回答を参照下さい。
243	30	第7	1	(2)		任意事業業務範囲	西部処理場近隣の主体と連携した共同事業を実施する場合、事業の拠点が処理場内であれば任意事業の対象となるでしょうか。また、事業の拠点が場外である場合には任意事業の対象外となるでしょうか。	No16の回答を参照下さい。
244	30	第7	1	(2)		任意事業業務範囲	西部処理場内のうち、任意事業として活用の対象としてはならないエリアはありますでしょうか。ある場合は、どの部分でしょうか。	施設の再構築スペース（提案内容）については考慮してください。
245	30	第7	1	(2)		任意事業業務範囲	上記質問に関連して、西部処理場内のエリアのうち活用可能な場合でも、活用の際に申請や手続きが必要なエリアはありますでしょうか。必要な場合、どのような手続きが必要となるか、ご教示いただけないでしょうか。	提案内容によりますが、場内用地を使う場合、目的外利用申請手続きが必要と想定されます。
246	30	第7	3			維持管理に関する事項	事業者が提案する任意事業の内容によっては、維持管理を必要としない提案となる可能性もあります。その場合は、維持管理に関する事項は定めなくてもいいという理解でよろしいでしょうか。	義務事業及び付帯事業に影響する場合は定める必要があります。
247	31	第8	1			施設機能確認	事業者は、全施設・設備を対象に、継続して運転管理することに支障が無く正常に機能している状態（健全度3相当、軽度な汚損・劣化）であることとありますが、市側・民間事業者側で使用する健全性の評価指標に相違が発生する場合も想定されます。現在、市が使用されている健全度評価の指数や評価軸がございましたら、開示いただけないでしょうか。	別途開示予定です。
248	31	第8	1			施設機能確認	30年以上の長期事業であることから、設備更新・改修などのタイミングによっては事業終了時の設備健全性が全般的に低下した状態に至る場合も考えられます。貴市として、事業引き渡し段階において目標耐用年数を超過しない又は、事業引き渡しの設備の経過年数が目標耐用年数の（仮に80%以上の年数）を経過していない事など何らかの条件設定が必要ではないでしょうか。	事業終了時の機能確認において、経過年数等に係る条件設定は設けておりません。継続して運転管理することに支障が無く正常に機能している状態を求めます。
249	31	第8	1			施設機能確認	支障が無く正常に機能している状態として健全度3相当とありますが、定量的な判断基準または査定方法について、情報開示いただけないでしょうか。	別途開示予定です。
250	31	第8	1			施設機能確認	契約終了日前180日から90日までの間に全施設・設備の状態が健全度3相当であることを確認すべきこととなっておりますが、健全度を測る基準は募集要項等において明示されと考えてよいでしょうか。また、実施方針によれば、貴市による公益上やむを得ない事由による解除権以外に解除権行使の意思表示から契約終了日までのリードタイムは規定されていませんが、いずれの事由による解除の場合においても解除権行使の意思表示から契約終了日まで180日以上が期間が確保されと考えてよろしいでしょうか。 また、施設・設備の対象が健全度3を下回る場合の補修等の責任の所在と対応期間についてはどのように考えれば良いでしょうか。	健全度判定の基準については、事業者の提案によりますが、宇部市ストックマネジメント計画を参考とすることができます。 事業者事由、市事由のものは180日を基本としますが不可抗力によるものは期間の設定はありません。また、健全度3を下回りそうな施設については、前もって協議を行ってください、なお、事業終了後は実施方針P19契約不適合②によります
251	31	第8	1			施設機能確認	土木・建築構造物は、施設機能確認の対象と考えてよろしいでしょうか。	土木建築構造物は施設機能確認の対象外です ただし、日常の運転管理や保安全管理業務において発見した場合、ただちに市に報告願います
252	31	第8	1			施設機能確認	土木・建築構造物が施設機能確認の対象である場合、土木・建築構造物は本事業における改築対象施設と考えてよろしいでしょうか。	対象外です。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
253	31	第8	1			施設機能確認	『契約終了日前180日から90日までの間に、事業者は、全施設・設備を対象に、継続して運転管理することに支障が無く正常に機能している状態（健全度3相当、・・・）であることを確認すること。』とありますが、健全度3相当とは、健全度3.0～2.1と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
254	31	第8	1			施設機能確認	『契約終了日前180日から90日までの間に、事業者は、全施設・設備を対象に、継続して運転管理することに支障が無く正常に機能している状態（健全度3相当、・・・）であることを確認すること。』とありますが、健全度評価の要領を公告時に公表いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	評価手法は事業者にて検討下さい。 なお、参考として現状のSM計画での考え方を別途開示予定です。
255	31	第8	1			施設機能確認	「事業者は、全施設・設備を対象に、継続して運転管理することに支障が無く正常に機能している状態（健全度3相当、軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。）であることを確認すること。」と記載されています。健全度3程度とは、健全度2.1～3.0と理解していますが表現が曖昧なため、健全度2.1以上と表記を変更することは可能でしょうか。	標記を修正致します。
256	31	第8	1			施設機能確認	「事業者は、全施設・設備を対象に、継続して運転することに支障が無く正常に機能している状態（健全度3相当）であることを確認すること」とありますが、契約終了時には、すでに使われていないにも関わらず、残置されている機器も一部存在すると考えられます。そのような機器についての取り扱いについてご教示ください。	今後使用する予定にないものは確認の対象外です。
257	31	第8	1			施設機能確認	「健全度3相当」との記載がありますが、この健全度3相当とはスコアとしては2.1～3.0の範囲という理解でよろしいでしょうか。	No253の回答を参照下さい。
258	31	第8	1			施設機能確認	事業終了時には健全度3相当で引き継ぐことが定められていますが、これは事業開始時の引き受けについても同様であり、健全度2以下と判断される施設・設備があった場合には、契約不適合として貴市が健全度3以上の性能が保証されるよう、修補を行ってから引渡しされるという理解でよいでしょうか（契約不適合の水準に関する質問です）。	No70の回答を参照下さい。
259	31	第8	2		力	引継事項	現在、施設資産などの開示公表をして頂いておりますが、現段階で決定している貸与品リストを、開示いただけないでしょうか。	募集要項等で示します。
260	31	第8	2		力	引継事項	引継文書として「市からの貸与品一覧」を記載することが求められています。受託時には、市から貸与品一覧が提示されるとの認識でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
261	31	第8	3			その他引継事項	運営権者が改築・修繕以外の目的、具体的には維持管理の安全性や生産性を向上するために独自に設置した機器等については、原則として撤去等の原状回復を行った上で貴市又は次期運営主体に引き渡すものと承知しています。ただし、安全配慮で設置したものに関しては貴市又は次期運営主体と協議の上で認められれば、貴市又は次期運営主体に引き渡すことも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	31	第8	3			その他引継ぎ事項	『本事業に関して事業者が有する財務及び運営、技術に関するすべての最新文書を市又は次期運営主体に電子媒体（市又は次期運営主体が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付すること。』とありますが、水質や水量、運転管理日報等も全て含まれるのでしょうか。	含まれます。
263	31	第8	3		ウ	その他引継事項	『市又は次期運営主体に運営が引き継がれるまで』とありますが、具体的な引継期間としてはいつまでを想定されてますでしょうか。	契約終了日前180日～60日を想定しています。
264	31	第8	3		ウ	その他引継事項	「市又は次期運営主体に運営が引き継がれるまでに、市又は次期運営主体によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力すること」とあります。引継ぎされるまでとは、本事業終了日までとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	31	第8	3		エ	その他引継事項	「技術に関するすべての最新文書」には、第3章5(1)で定める業務継続計画書、同(2)で定める危機管理マニュアル、第4章4で定める運転操作マニュアルも含まれるのでしょうか。含まれる場合、運転操作マニュアルには、SPC構成企業の独自ノウハウも含まれていると思われるところ、その取扱い（残したまま貴市又は次期運営主体に引き渡すのか、あるいは削除した上で引き渡すのか）については、貴市と協議の上で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には残したままと考えていますが、協議により決定することとします

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
266	31	第8	3		オ	その他引継事項	運営権設定対象施設が要求水準に適合した状態で貴市又は次期運営主体に引き渡すことが定められていますが、「要求水準に適合した状態」と第8 - 1で求められている健全度3相当とはほぼ同等と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
267	32	第9	1	(2)		履行期間	本項第一文に「5年毎に契約内容の見直し、更新を予定する。」と記載がありますが、この契約の見直し、更新とはどのような運用をご想定かご教示ください。公共施設等運営事業を含む本事業契約を5年に一回の頻度で契約巻き直しするとは考えにくく、貴市のご想定をお聞きするものです。	包括的民間委託について単価を含む業務内容の見直しです。
268	32	第9	1	(2)		履行期間	『履行期間は、令和8年4月1日から令和38年3月31日までの30年間とし、5年毎に契約内容の見直し、更新を予定する。』とありますが、運営権設定事業に関する履行期間についても同様に対応するのでしょうか。包括的民間委託と運営権設定契約は「実施契約」として一つの契約にまとめて規定する予定でしょうか。	5年毎に契約の見直し更新するものは包括のみです。 詳しくは募集要項等に示します。
269	32	第9	1	(3)		本業務の対象施設	各ポンプ場、マンホールポンプ施設等について監視システム、通報装置の有無、稼働実績等をご教示いただけますでしょうか。	D V D 1にて開示済みです。
270	32	第9	1	(4)		本業務の範囲	第11参考資料では降雨対応に関しての記載はありますが、降雨後の対応が有りません。他機場では降雨後、臭気の問題でドライ化が規定されております。ドライ化を含め仕様書を開示いただけないでしょうか。	降雨後の対応に関しては、事業者の判断としておりますので仕様書はありません。 なお、各ポンプ場とも沈砂池ドライ化はできない構造です。
271	33	第9	1	(4)	③	その他の業務	宇部市公共下水道西部処理区ポンプ場等包括的民間委託における③その他業務では、市の計画業務策定に対する協力業務が記載されています。この計画業務策定の具体をご教示ください。	宇部市総合計画、宇部市下水道総合計画の策定において、日常の運転管理業務や保全管理業務での結果や気づきを情報提供していただきます。
272	33	第9	1	(5)	ア	有資格者の配置	「常時従事する者は「下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する技術者」を配置すること」とあります。 実務経験が配置条件に設定されると柔軟な組織の構築、民間企業の創意工夫を阻害することとなります。また地元雇用の機会も失われます。 「常時従事する者」を「業務責任者」と変更することは可能でしょうか。	「常時従事する業務責任者」に修正します
273	33	第9	1	(5)	ア	有資格者の配置	有資格者については、公共施設等運営事業の維持管理業務で配置する有資格者と兼ねても良いという認識でよろしいでしょうか。	兼務は可ですが、交代した場合、常時資格を持った代替えが必要となります
274	33	第9	1	(5)	ア	有資格者の配置	「常時従事する者は「下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する技術者」を配置すること」とありますが、実務経験が配置条件に設定されると柔軟な組織の構築、民間企業の創意工夫を制限することになりかねません。また地元雇用の機会を増やす意味からも「常時従事する者」を「業務責任者」等へご変更頂くことは可能でしょうか。	No272の回答を参照下さい。
275	33	第9	1	(5)	ア	有資格者の配置	「常時従事する者は「下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する技術者」を配置すること」とあります。 実務経験が配置条件に設定されると柔軟な組織の構築、民間企業の創意工夫を阻害することとなりますし、また地元雇用の機会も失われます。 「常時従事する者」を「業務責任者」と変更することは可能でしょうか。	No272の回答を参照下さい。
276	33	第9	1	(5)	イ	その他の要件	「②業務は平日昼間勤務を基本とする」との記載がありますが、将来（30年間）における勤務体制は変更（改善）できる余地があると考えます。その上で、「平日昼間勤務」はあくまでも基本形であり、勤務体制については事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
277	33	第9	1	(5)	イ	その他の要件	①の「業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置」の解釈について、本事業の運営権対象施設と包括的民間委託事業の対象施設の一体管理という趣旨に鑑み、包括的民間委託事業の対象施設の管理に専従する者（対象施設に配置する者）を必ず選任する必要はなく、緊急時に対象施設に規定時間内に参集可能であれば、平常時は運営権対象施設に集中的に配置する（包括的民間委託事業の対象施設には配置しない）ことも可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
278	33	第9	1	(5)	イ	その他の要件	「従業者を変更する場合は、当初の従業者と同じレベルで業務を遂行できるよう教育等を行った上で配置すること」と記載されています。 「当初の従事者と同じレベル」ではレベルにバラツキを生じる可能性があります。「当初の従事者と同じレベルで業務を遂行できる」を「業務を安全かつ確実に遂行できる」に変更することは可能でしょうか。	同じレベルを求めます。
279	33	第9	1	(5)	イ	その他の要件	「④事業者は、従業者を変更する場合は、当初の従業者と同じレベルで業務を遂行できるよう教育等を行った上で配置すること」とありますが、「当初の従事者と同じレベル」ではバラつきが生じる可能性があります。そこで、「当初の従事者と同じレベルで業務を遂行できる」を「業務を安全かつ確実に遂行できる」へご変更頂くことは可能でしょうか。	No278の回答を参照下さい。
280	33	第9	1	(5)	イ	その他の要件	「従業者を変更する場合は、当初の従業者と同じレベルで業務を遂行できるよう教育等を行った上で配置すること」と記載されています。 「当初の従事者と同じレベル」ではレベルにバラツキを生じる可能性がありますので、「当初の従事者と同じレベルで業務を遂行できる」を「業務を安全かつ確実に遂行できる」に変更することは可能でしょうか。	No278の回答を参照下さい。
281	33	第9	1	(5)	イ	その他の要件	②において、「業務は平日昼間勤務を基本とする」とありますが、異常警報の一次対応等が24時間対応で行える体制であれば、有人・無人は問わないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
282	33	第9	1	(6)	①	緊急事態発生時の対応	緊急事態発生時の参集時間（概ね30分以内）については、規定時間内に参集できるのであれば、参集の手段（自動車、徒歩等）は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	33	第9	1	(6)	①	緊急事態発生時の対応	総括もしくは同等の能力のあるものとありますが、総括の定義をご提示いただけますでしょうか。	業務全体の責任者で、下水道処理施設管理技士有資格者、又は下水道法施行令で定める有資格者、若しくは同等の能力を有し、総括の職務にあたり管理能力がある者です。
284	34	第9	2	(1)	ア	水量の把握	誤字と思われます。正しく表記された文章をご教示ください。 「運転操作を行流入水量相当時において要求水準を満足するよう、送水量を把握すること」	以下の修正を行います。 「運転操作を行い、流入水量相当時～」
285	34	第9	2	(1)	ア	水量の把握	『運転操作を行流入水量相当時において』は、「運転操作を行い、流入水量相当時において」の誤記ではないでしょうか。	No285の回答を参照下さい。
286	34	第9	2	(2)	ウ	通信の調達管理	「専用線等の通信の調達」とありますが、テレメータ回線に使用されているアナログ専用回線（N T T）が2029年の廃止され、デジタル化されると聞いています。その際、テレメータ機器の更新や回線費用のアップが考えられますが、現状の貴市の対策と費用の見込みをご教示願いたけないでしょうか。	現状、アナログ専用線を用いた通信設備はありません。専用線は光VPNです。
287	34	第9	2	(2)	ウ	通信の調達管理	事業者が調達する通信は「ポンプ場等の運転管理」に関する部分のみになるのでしょうか。（西部浄化センターについては同様の要求水準が無かったため）	ご理解のとおりです。
288	34	第9	2	(2)	ウ	通信の調達管理	新たに通信体制を構築した場合、現在使用されている通信端末（水神等）はそのまま利用する必要がありますでしょうか、また、その場合も費用は事業者負担となりますでしょうか。	雨水ポンプ場以外に関しては一元化された監視システム「水神」を構築しており、現状これを変更する事は考えていません。包括部分に関しては事業者の意見を伺って市が仕様決定し工事発注するので、必ずしも事業者側の求めるものが設置されるとは限りません。ストックマネジメントでの更新以外は事業者負担となります
289	34	第9	2	(2)	エ	燃料、その他消耗品等の調達管理	文末に「なお、費用についても受注者の負担により実施すること。」とありますが、「受注者」は「事業者」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	34	第9	2	(3)		廃棄物管理業務	『ポンプ場等から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理・運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し』とありますが、運搬・処分費用に関しては事業者負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	記載されていない廃棄物の運搬・処分費用は事業者負担です。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
291	35	第9	2	(3)		廃棄物管理業務	『真締川ポンプ場から発生する沈砂は事業者により搬出を行い、それ以外のし渣、沈砂の搬出に当たっては市が実施する運搬担当者への引き渡しを行うこと。』とありますが、沈砂の取扱い是一般廃棄物として排出するとの認識で宜しかったでしょうか。ご教示ください。なお、真締川ポンプ場から発生する沈砂のみを事業者が排出する事由がございましたら、ご教示いただけないでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段の事業者が排出する事由は、当該ポンプ場の沈砂搬出はバキューム車での吸引を要す為、現状の収集運搬業務委託業者では対応できない（現状は市職員が実施している）ためです。
292	35	第9	2	(3)		廃棄物管理業務	「真締川ポンプ場から発生する沈砂は事業者により搬出を行い…」と記載されていますが、搬出とは、受託者が排出事業者となり産業廃棄物処分業の許可を受けた企業に「処理」を委託することを指していますか？ または、貴市が指定する産業廃棄物処分業の許可を受けた企業への「運搬」を指し、受託者が産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた企業に運搬を委託することを指していますか？	前段はご理解のとおりです。後段は事業者が真締川ポンプ場の揚砂ピットから沈砂をバキューム車で吸引、西部浄化センターの洗砂設備に搬入し処理する事になります。 処理後は市が実施する運搬担当者へ引き渡す作業です。
293	35	第9	2	(3)		廃棄物管理業務	「それ（真締川ポンプ場）以外のし渣、沈砂の搬出に当たっては市が実施する運搬担当者への引き渡しを行うこと」と記載されています。これは現状通り東部浄化センターへ運搬するということの意味するものでしょうか。また、東部処理区の芝中ポンプ場の再構築が完了した後には芝中ポンプ場の洗浄施設へ移送先が変わる理解でよろしいでしょうか（芝中ポンプ場は令和14年4月に供用開始予定）。	真締川ポンプ場の揚砂ピットから沈砂をバキューム車で吸引、西部浄化センターの洗砂設備に搬入し処理する事になります。 処理後は市が実施する運搬担当者へ引き渡す作業です。
294	35	第9	2	(3)		廃棄物管理業務	真締川ポンプ場から発生する沈砂は事業者により搬出を行い、それ以外のし渣、沈砂の搬出 に当たっては・・・とあるが、それ以外とは真締川ポンプ場のし渣とその他ポンプ場等のし渣、沈砂との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	35	第9	2	(4)		現場待機運転	流入変動に速やかに対応するため、ポンプ運転にあたっては吐出弁等を操作し、発停頻度の低減に努めること。とありますが、雨水に対して費用削減のために雨水ポンプの発停頻度を低減するということを要求されるのは、万が一それが起因で第三者に危害を与えた場合に、要求水準のあり方自体を問われるのではないかと危惧しています。従いまして雨水に関してはVFMは期待できないため、施設能力を満足させるための対応手順や配置人員（緊急時の参集時間や応援の最小人数含む）の仕様を規定していただけないでしょうか。	第9 包括的民間委託事業要求水準書 1（1）に示すように現包括的民間委託の業務内容を踏まえ、事業者の創意工夫を十分に生かし、安定した維持管理を事業期間中継続して実現する事を期待しています。そのため、第11参考資料 1現状の雨水ポンプ施設管理仕様書を参照下さい。
296	35	第9	2	(4)	ア	人員配置基準	『雨水ポンプ施設の運転経験3年以上を有する人員を配置すること』とありますが、技術者のうちの1人が責任者として経験を有すれよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
297	35	第9	2	(4)	ア	人員配置基準	「対象となる小串ポンプ場及び真締川ポンプ場に雨水ポンプ施設の運転経験3年以上を有する人員を配置すること」と記載されています。 雨水ポンプ施設の運転経験3年では、配置人員の技術力を正しく評価する事は出来ません（例：年に数回稼働の小型雨水ポンプしか運転したことがない者など）。 「運転経験3年以上を有する人員」を「当該雨水ポンプ施設の運転操作等に関する教育を受け、安全に作業が出来る人員を配置すること」に変更することは可能でしょうか。	3年以上とします
298	35	第9	2	(4)	ア	人員配置基準	「対象となる小串ポンプ場及び真締川ポンプ場に雨水ポンプ施設の運転経験3年以上を有する人員を配置すること」とありますが、雨水ポンプ施設の運転経験3年では、配置人員の技術力を正しく評価する事はできないように思えます（例：年に数回稼働の小型雨水ポンプしか運転したことがない者など）。そこで、「運転経験3年以上を有する人員」を「当該雨水ポンプ施設の運転操作等に関する教育を受け、安全に作業が出来る人員を配置すること」へご変更頂くことは可能でしょうか。	No297の回答を参照下さい。
299	35	第9	2	(4)	ア	人員配置基準	「対象となる小串ポンプ場及び真締川ポンプ場に雨水ポンプ施設の運転経験3年以上を有する人員を配置すること」と記載されています。 雨水ポンプ施設の運転経験3年では、配置人員の技術力を正しく評価する事は出来ません（例：年に数回稼働の小型雨水ポンプしか運転したことがない者など）。 「運転経験3年以上を有する人員」を「当該雨水ポンプ施設の運転操作等に関する教育を受け、安全に作業が出来る人員を配置すること」に変更して頂けませんでしょうか。	No297の回答を参照下さい。
300	35	第9	2	(4)	ウ	その他	「小串ポンプ場及び真締川ポンプ場への集合判断基準や参集時間、待機体制、運転方法等については、現状の運転仕様書を参考に市と協議の上定めること」とありますが、現状の運転仕様書（第11参考資料）はあくまで参考であり強制するものではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
301	35	第9	3	(1)	イ	定期点検業務	定期点検の中で行う消耗品や部品の交換等の処置に係る費用と、修繕費として行う類似処置に係る費用との区分基準がございましたら、ご教示いただけないでしょうか。	修繕業務に係る費用の10,000,000円/年に消耗品等の交換に係る費用を含みます。
302	35	第9	3	(1)	オ	マンホールポンプ場の点検・清掃	各マンホールポンプ場の流入特性を踏まえと記載がありますが、現状における点検・清掃頻度・項目などを、開示いただけないでしょうか。	D V D 1にて開示済みです。
303	36	第9	3	(1)	カ	電気工作物に関する事項	電気主任技術者の選任については、外部選任または外部委託が選択できるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	36	第9	3	(1)	カ	電気工作物に関する事項	事業者は、「みなし設置者」として電気主任技術者の選任するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	「各施設の修繕業務に係る費用として、10,000,000円（税抜）/年を計上するものとし・・・」とありますが、10,000,000円（税抜）／年を設定された根拠をお示しいただけないでしょうか。	過去5ヵ年の実績費用から設定しております。
306	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	「各施設の修繕業務に係る費用として、10,000,000円（税抜）/年を計上するものとし・・・」とありますが、各年度で累積10,000,000円（税抜）を超える修繕が合理的に必要な場合は、貴市にて修繕を実施いただけるものという理解でよいでしょうか。 事業期間（30年間）においては設備の老朽化により修繕費が増加することが見込まれるため、修繕費が10,000,000円（税抜）を超える年度が発生することが予想されます。この費用を事業者側で負担することは酷であるため質問させていただきました。	修繕費用が計上している費用を超過する場合は協議（増額変更or市発注）となります。
307	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	各施設の修繕業務に係る費用として、10,000,000円年とありますが、修繕1件あたりに掛かる費用の上限はないという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
308	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	「内製による対応については部品等購入費に限る」とありますが、「内製」とはS P C本体が実施した場合であり、S P Cから受託した出資企業、構成企業が実施した場合は、内製に含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
309	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	「各施設の修繕業務に係る費用として、10,000,000円（税抜）/年を計上するものとし・・・」とありますが、当該費用は、「宇部市公共下水道西部処理区ポンプ場等包括的民間委託」の対象施設毎に修繕費として10,000,000円/年を設定するという理解でよろしいでしょうか。 または全ての対象施設の修繕費合計として10,000,000円/年を設定するものでしょうか。	包括的民間委託の全対象施設で10,000,000円です。
310	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	高度な専門性を必要とする修繕業務などは実施できる企業が限られ、複数の企業からの見積取得が難しい場合が想定されます。そのような場合は単独の企業からの見積を採用することは許容されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、複数の企業から見積もり取得ができない根拠を併せて提示ください。
311	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	雨水ポンプなど大型設備の修繕業務においては、オーバーホールを伴うような修繕業務は高額となることが予想され、上限額を超過する場合がありますと想定します。このように修繕費が上限額を超える場合の取扱いについてご提示いただけないでしょうか。 また修繕費が10,000,000円（税抜）に満たない場合の取扱いについても合わせてご提示いただきたくお願いします。	修繕内容を協議し、1千万円を超える場合は市が負担します。 1千万円未満の場合は減額対象となります。
312	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	「各施設の修繕業務に係る費用として、10,000,000円（税抜）/年を計上する」とありますが、土木建築設備の修繕費を含めた金額と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
313	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	修繕に係る費用は、10,000,000円/年を上限としておりますが、上限まで使わなかった、それ以上に使った年度は翌年度以降に繰越していただきたくご検討をお願いします。	各年度での清算とします。
314	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	「内製による対応については部品購入費に限る」とありますが、SPCが内製によって削減したとしても部品に限られるのであれば、インセンティブが湧きません。プロフィットシェアによる対応をお願いします。	内製による対応はプロフィットシェア対象外です
315	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	各施設の修繕業務に関わる費用として、10,000,000円（税抜）/年を計上するとありますが、貴市側で実施される計画修繕など民間事業者側修繕と市側発注業務のすみ分けは存在するのでしょうか。（例えば、200万以上の大型修繕に対しては、貴市側より入札発注を行い、包括範囲は200万未満の工事発注に対して包括範囲に含める等。）	すみ分けは想定しておりません。
316	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	提案するサービス料は修繕費を含めず提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
317	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	『各施設の修繕業務に係る費用として、10,000,000円（税抜）/年を計上する』ことについて、第9章1(3)ア～オに示す包括対象施設をすべて合わせて10,000,000円（税抜）/年を計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
318	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	『各施設の修繕業務に係る費用として、10,000,000円（税抜）/年を計上する』ことについて、令和19年度の真締川ポンプ場閉鎖後は修繕業務に係る費用も大きく変わるものと考えられるところ、費用の変更については第9章1(2)に示す契約内容の見直しで対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
319	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	『各施設の修繕業務に係る費用として、10,000,000円（税抜）/年を計上する』ことについて、例えば突発的な修繕が多発するなどで年間の修繕費が10,000,000円（税抜）を超えるような場合に想定される取扱いについて、ご教示いただけないでしょうか。	No311の回答を参照下さい。
320	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	『各施設の修繕業務に係る費用として、10,000,000円（税抜）/年を計上する』ことについて、大規模災害の発生等により運営権者の不可抗力で施設・設備が破壊された場合における当該設備の復旧費用については、この中から捻出するのではなく貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
321	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	修繕業務にかかる費用として10,000,000円/年を上限とすることが定められておりますが、当該上限はどういう基準に基づくものでしょうか。これを上回る場合の手続きはどのように考えればよいでしょうか。また、「内製による対応については部品等購入費に限る」とありますが、この意味をご教示いただけないでしょうか。	前段はNo305の回答を参照下さい。後段はNo306の回答を参照下さい。また、「内製による対応については部品等購入費に限る」については、事業者による部品交換等を示します。
322	36	第9	3	(3)	ア	修繕業務に係る費用	『各施設の修繕業務に係る費用として、10,000,000円（税抜）/年を計上する』ことについて、32頁の第9 包括的民間委託事業要求水準書内の1 業務概要（2）履行期間において「5年毎に契約内容の見直し、更新を予定する」との内容の対象と認識してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	36	第9	3	(4)		雨水ポンプ施設の保守点検	保守点検の結果、修繕等が必要と判断された場合には、貴市にて対応いただけるという理解でよいでしょうか。予算の都合等により、修繕が遅れた場合に生じた運転不良についてのリスク負担を明確化いただけないでしょうか。	修繕は事業者の対応になります。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
324	36	第9	4	(1)		市の計画業務策定に対する協力業務	貴市が実施するストックマネジメント業務の結果は、事業者実施する業務と密接な関係があるため、遅滞なく事業者に共有されるものであり、その時期についても別途事業者側と協議の上決定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
325	37	第9	4	(1)		その他業務	業務日報・月報やモニタリング情報等の提出方法は、ペーパーレス化を図る等、貴市のモニタリングに支障のない範囲で効率化を提案させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
326	37	第9	4	(2)		各業務に対する計画業務	各業務実施計画書及び各業務報告書の提出期限等について定められていませんので、記載をお願いいたします。	追記致します。
327	37	第9	4	(2)	ア	業務実施計画書	「事業期間全体の業務に関する業務実施計画書の作成」とありますが、(2)履行期間に「5 年毎に契約内容の見直し、更新を予定する。」とあることから、最長期間の計画書は5年が妥当と考えます。「事業期間全体の業務に関する業務実施計画書の作成」ではなく、「事業期間5年間の業務に関する業務実施計画書（5か年業務実施計画書）の作成」とすることをご検討ください。	運営権事業と併せ、30年間の計画を求めます。
328	37	第9	4	(3)		環境保全業務	「対象施設の敷地境界において、毎年以下に示す悪臭物質を測定分析し、分析結果を市に報告すること」とあります。この対象施設とは、第9包括的民間委託事業要求水準書_1業務概要_(3)本業務対象施設が該当すると推測しますが、オ.マンホールポンプ施設は該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
329	37	第9	4	(3)		環境保全業務	測定分析に関する計画を策定するために、貴市が過去に実施した測定分析に関する内容（測定項目、検体数、分析方法の詳細など）を開示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	D V D1 にて開示済みです。
330	37	第9	4	(4)		安全衛生管理業務	『災害原因である危険を排除することに努め』とありますが、維持管理の安全を担保するための安全対策費は修繕費に含まれているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
331	37	第9	4	(5)	ア	マニュアル整備業務	事業者が作成する各種マニュアルの著作権は、事業者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、引き継ぎ時は誠意を持ってその内容を引き継ぐこと。
332	44	第10	別紙3			流入水量予測	表12の年間有収水量と流入水量予測値との差異は、不明水、地下水等の水量でしょうか。	ご理解のとおりです。
333	44	第10	別紙3			流入水量予測	この推計はいつ時点でどのような被説明変数、説明変数で推計したのか、推計根拠を開示いただけないでしょうか。また、包括的民間委託の対象となっている各ポンプ場においても同様の数値があれば、開示いただけないでしょうか	過年度の流入状況から降雨状況と流入水量の相関を図り、一定年間降雨に対する流入水量を定め、そこから有収水量の減少を考慮して算定しております。なお、一部数値の見直しを予定しております。
334	44	第10	別紙3			流入水量予測	有収水量と流入水量の将来予測値を示されていますが、要求水準書では生活汚水量原単位の将来予測値も示されますでしょうか。	示す予定はありません。
335	44	第10	別紙3			流入水量予測	流入水量と有収水量の数値差は雨水流入・不明水流入などと想定されますが、料金に転換される有収水量の変動に対して、流入水量の減少が割合が小さい状況となっております。本事業に対して、雨水流入などを施設処理する場合の事業者への料金付与の考えを、ご教示いただけないでしょうか。	募集要項等 to 示します。
336	44	第10	別紙3			別紙3 流入水量予測	本表において、30年間の流入水量予測が示されていますが、このシミュレーションの根拠資料を開示頂けますでしょうか。	No333の回答を参照下さい。
337	44	第10	別紙3			別紙3 流入水量予測	本表において、30年間の流入水量予測が示されていますが、貴市のPSC算出の前提条件についてご教示ください。流入水量が年々減少していくにつれて、利用料金設定割合も流入水量の減少に反比例して増やしていく設定で考えましょうか。	募集要項等で示します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
338	44	第10	別紙3			表12 年間有収水量、流入水量予測値	年間有収水量と年間流入水量の算出根拠および時間当たり及び日あたりの最大・最小・平均について詳細をお示しいただけないでしょうか。	開示予定はありません。
339	44	第10	別紙3			表12 年間有収水量、流入水量予測値	現在の下水道使用料が改定されない前提で、この有収水量の場合の、公共施設等運営事業の範囲における30年間の使用料等とその算出根拠をお示しいただけないでしょうか。応募者が利用料金設定割合を提案する際に使用料等はその分母になる数値になるため質問させていただきます。	募集要項等に示します
340	45	第10	別紙4			別紙4 水質分析及び環境測定基準 表13	表外に記載されている注釈に「実況調書、実態調査」とありますが、どのような調査業務でしょうか。また、運営権者が行う調査業務なのか、市が行う調査業務なのか、ご教示ください。	前段は、県若しくは国に提出する調査業務です。後段は、分析は事業者が行う業務で、国、県への報告は市で行います。
341	45	第10	別紙4			別紙4 水質分析及び環境測定基準 表13	下水道法施工令 12条1項で下水道法及び水質汚濁防止法により月2回の頻度が規程され、12条2項より「第九条の四第一項第一号から第三十三号までに掲げる物質のうち、処理区域内における特定施設の設置の状況、過去の水質検査の結果その他の事情を勘案して前項に規定する水質検査の回数及び時期による必要がないことが明らかであると認められるものについては、毎年二回を下らない範囲内において同項に規定する水質検査の回数及び時期と別の回数及び時期を定めることができる。」とされています。上記より、法定試験に関する当該頻度に関し、14フェノールから47セレンまでは年2回まで減じることができると理解しますが、周防灘流総その他により現在の実施頻度を規定されているのでしょうか。ご教示ください。	表7に示す頻度を求めます。
342	46	第10	別紙4			別紙4 水質分析及び環境測定基準 表14、表15	表14、表15に「事業者持ち込みにより東部浄化センターで分析可能な項目、頻度」が記載されていますが、分析に使用する機器や試薬などの取り扱い、費用負担などについて貴市の見解を教示願います。	この分析は資料を運営権者が行うのではなく市の職員が行います。表に記載の頻度の場合費用は発生しません。
343	46	第10	別紙4			水質分析及び環境測定基準	表14、15に事業者持ち込みにより東部浄化センターで分析可能な項目、頻度とあり、注釈に「追加の臨時試験等については都度調整する」とありますが、これは分析対象項目に記載のない項目においても、調整の上、分析可能となるという理解でよろしいでしょうか。	分析可能かは協議によります。
344	46	第10	別紙4			表14 事業者持ち込みにより東部浄化センターで分析可能な項目、頻度（水質）	『※上記表を標準の試験回数とする。追加の臨時試験等については都度調整する。』とありますが、採水箇所の追加についても協議の上でお願いしてもよろしいでしょうか。	大幅な増はできません 必要により協議に応じます
345	46	第10	別紙4			表15 事業者持ち込みにより東部浄化センターで分析可能な項目、頻度（汚泥）	『※上記表を標準の試験回数とする。追加の臨時試験等については都度調整する。』とありますが、採泥箇所の追加についても協議の上でお願いしてもよろしいでしょうか。	大幅な増はできません 必要により協議に応じます
346	48	第11	1	(3)		人員配置基準	対象となる小串ポンプ場及び真締川ポンプ場に雨水ポンプ施設の運転経験3年以上を有する人員を配置することとありますが、ポンプ場設備に対し1名以上（施設毎には人員2名以上）の配置と考えてよろしいでしょうか。（コンセッション事業範囲を含めた人員体制を構築する場合、新規人材の確保を行う場合があり、それら人員に対する要件制約が発生しないのかを確認させていただきたく。）	真締川、小串に1名以上の配置です。 コンセッション従事者が行うことも可能です。
347	48	第11	1	(3)	1.	人員配置基準	「降雨に伴う雨水ポンプ排水運転操作は、施設毎に2名以上とし、内1名は雨水ポンプ場類似施設の排水運転実務経験を3年以上有したものを配置すること」とありますが、受託者の創意工夫により、配置人数を柔軟に変更することは、可能でしょうか。	安全性、信頼性を確保する事を前提に可能です。
348	48・50	第11	1・2	(3)		人員配置基準	参考資料として現在の「小串ポンプ場・真締川ポンプ場」の仕様が記載されておりますが、『降雨に伴う雨水ポンプ排水運転操作は、施設毎に2名以上とし、内1名は雨水ポンプ場類似施設の排水運転実務経験を3年以上有したものを配置すること。』とございます。これは参考としてであり、運転に支障をきたさないように人員を配置できればこの条件を満たさなくても良いとの認識でよろしいでしょうか。	No347の回答を参照下さい。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
349	49	第11	1	(4)	(10)	現場待機運転	ポンプ場の排水能力を超える降雨に対しては、流入ゲートの開閉操作等により流入水の 調整を行うこと。なお、流入ゲートの開閉操作については発注者の承諾を得ること。とあるが市民への周知はなされているのでしょうか。	周知されていません。
350	49	第11	1	(5)	(4)	その他業務	「降雨量や雨水ポンプの運転状況により、各所へ連絡すること」とあります。各所の具体をご教示ください。	市及び玉川ポンプ場、真締川ポンプ場になります。
351	50	第11	2	(3)	1.	人員配置基準	「降雨に伴う雨水ポンプ排水運転操作は、施設毎に2名以上とし、内1 名は雨水ポンプ場類似施設の排水運転実務経験を3年以上有したものを配置すること」とありますが、第9包括民間委託事業要求水準書、2運転管理業務の要求水準、(4)雨水ポンプ施設の運転のウにあるように運転方法については、「現状の運転仕様書を参考にして市と協議のうえ定める」とあることから強制するものではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです
352	50	第11	2	(3)	1.	人員配置基準	「降雨に伴う雨水ポンプ排水運転操作は、施設毎に2名以上とし、内1 名は雨水ポンプ場類似施設の排水運転実務経験を3年以上有したものを配置すること」とありますが、第9包括民間委託事業要求水準書、2運転管理業務の要求水準、(4)雨水ポンプ施設の運転のウにあるように運転方法については、「現状の運転仕様書を参考にして市と協議のうえ定める」とありますから強制するものではないとの認識でよろしいでしょうか。	No351の回答を参照下さい。
353	開示資料					開示資料	改築工事について、令和5年度の発注実績並びに令和6年度及び令和7年度の発注予定を開示頂けますでしょうか。	別途開示予定です。
354	開示資料					開示資料	合流水処理施設（旧）について、建築図面、土木図面を開示頂けますでしょうか。	別途開示予定です。